

論 説

米国の租税回避否認法理の形成過程について

—Knetsch v. United States 事件連邦最高裁判決を中心に—

明治大学専門職大学院
会計専門職研究科専任教授
袴 田 裕 二

◆SUMMARY◆

米国において、1930 年代から 1940 年代にかけては租税回避の否認に目的論的解釈と法人格否認法理が用いられていた。1950 年代の後半になって、ある判決の反対意見の中で租税法独自の租税回避否認の基準といえる「受益的利益テスト」が示された。このテストを実際の租税回避事件で用いたのが、Weller 事件第三巡回控訴裁判決（1959 年）であり、Knetsch 事件連邦最高裁判決判決（1960 年）であった。

Knetsch 事件連邦最高裁判決は受益的利益テストと「シャム」を結び付けたが、それが土台となり、どのようなものが「シャム」に該当するのかを巡って、その後租税回避否認法理が発展していくこととなる。

本稿は、Knetsch 事件連邦最高裁判決（1960 年）前後の裁判例を検討することで、この時期の租税回避否認法理の形成過程について考察するものである。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：米国、租税回避、否認法理、ネット、Knetsch

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	3
第1章 1950年代までの租税回避否認法理の形成状況	3
第1節 1950年代までの租税回避否認法理の形成状況の概要	3
第2節 Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決反対意見	5
第2章 Goodstein v. Commissioner 事件第一巡回控訴裁判決	8
1. 事件	8
2. 第一巡回控訴裁判決	10
3. 考察	11
第3章 Knetsch 事件とその関連事件	14
第1節 Knetsch 事件とその関連事件の取引について	14
1. Knetsch 事件の概要	14
2. Knetsch 事件の取引について	16
第2節 下級審の判断	17
1. Bond v. United States 事件南テキサス連邦地裁ヒューストン支部判決	17
2. United States v. Bond 事件第五巡回控訴裁判決	17
3. Emmons v. Commissioner 事件租税裁判所判決	19
4. Weller v. Commissioner 事件租税裁判所判決	22
5. Knetsch v. United States 事件南カリフォルニア連邦地裁セントラル支部判決	22
6. Haggard v. United States 事件アリゾナ連邦地裁判決	23
7. Williams v. Commissioner 事件租税裁判所判決	24
8. Diggs v. Commissioner 事件租税裁判所判決	24
9. Roderick v. United States 事件テキサス西部連邦地裁エルパソ支部判決	25
10. Weller v. Commissioner 事件第三巡回控訴裁判決	25
11. Knetsch v. United States 事件第九巡回控訴裁判決	31
12. Diggs v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決	31
第3節 Knetsch v. United States 事件連邦最高裁判決	33
1. 判決	33
2. 判決をどう理解するか	35
3. 判決の意義について	37
4. 判決に対する批判	37
5. Knetsch 事件判決で、連邦最高裁は、 Gregory 事件連邦最高裁判決を読み誤って いたのではないか	38
第4章 Goldstein v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決	39
1. 判決	39
2. 考察	43
第5章 租税回避否認法理の形成過程における 1960 年代の位置づけ	45
1. 法人格否認法理とは別の法理としての租税回避否認法理の成立	45
2. 客観面をみる基準と主観面をみる基準の状況について	46

3. 税引前利益の可能性の有無について	47
おわりに	48

はじめに

別稿⁽¹⁾において、1935 年の *Gregory v. Helvering* 事件連邦最高裁判決⁽²⁾から 1950 年代までの米国での租税回避否認法理⁽³⁾の形成過程について考察した。本稿は、その続編として、*Knetsch v. United States* 事件連邦最高裁判決⁽⁴⁾（1960 年）を中心とする時期の租税回避否認法理の形成過程について考察するものである。

第 1 章 1950 年代までの租税回避否認法理の形成状況

第 1 節 1950 年代までの租税回避否認法理の形成状況の概要

最初に、1930 年代から 1950 年代までの米国における租税回避否認法理の形成状況について、上記別稿でまとめたところを簡単に振り返っておきたい。

米国の租税回避否認法理は、*Helvering v. Gregory* 事件第二巡回控訴裁判決⁽⁵⁾（1934 年）とその上告審である *Gregory v. Helvering* 事件連邦最高裁判決（1935 年）に始まる。そして、その後の租税回避事件の数多くの判決において、この連邦最高裁判決が一般化された形で引用される中で、租税回避を否認する基準が形成されてきた。

米国では、1930 年代から 1940 年代にかけて、租税回避事件の裁判で、*Gregory* 事件連邦最高裁判決を引用しながら租税回避の否認の可否について判断をした判決が続いた。判断の手法としては、目的論的解釈が用いられたり、法人格否認の法理が用いられたりしていた。そして、これらの判例が積み重なる中で、租税回避を否認する際の基準が徐々に進展し、1950 年代後半時点では、目的論的解釈でも法人格否認の法理でもない、法人格否認の法理から独立したいわば「租税回避否認法理」ともいるべきものにまで発展していた⁽⁶⁾。これが、*Gilbert v. Commissioner* 事件第二巡回控訴裁判決⁽⁷⁾（1957 年）の Learned Hand 判事（以下「L.Hand 判事」という。）による反対意見で示された、「納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益

⁽¹⁾ 脇田裕二「*Gregory* 事件判決と租税回避否認法理の形成—*Gregory* 事件判決から 1950 年代まで—」税大ジャーナル 25 号 79-122 頁（2015）。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/25/pdf/05.pdf>

⁽²⁾ *Gregory v. Helvering*, 293 U.S. 465 (1935).

⁽³⁾ 米国判例法上の一般的な租税回避否認法理としては、シャム取引法理（sham transaction doctrine）、経済実質法理（economic substance doctrine）、事業目的法理（business purpose doctrine）、実質主義法理（substance over form doctrine）、ステップ取引法理（step transaction doctrine）がある（JOINT COMMITTEE ON TAXATION, BACK GROUND AND PRESENT LAW RELATING TO TAX SHELTERS, JCX-19-02, at 8, (2002).）。これらの判例法上の法理のうち経済実質法理については、2010 年に内国歳入法 7701 条(o)として法令の中に明文化されている。

⁽⁴⁾ *Knetsch v. United States*, 364 U.S. 361 (1961).

⁽⁵⁾ *Helvering v. Gregory*, 69 F2d 809 (2d Cir. 1934).

⁽⁶⁾ 脇田・前掲注(1)113 頁。

⁽⁷⁾ *Gilbert v. Commissioner*, 248 F.2d 399 (2d Cir. 1957).

(beneficial interest) にはつきりとわかる程度には (appreciably) 影響がない取引を行う場合には、税法はその取引を無視する。」という租税回避否認の基準（テスト）である。また、同じ反対意見の中でこの基準を支える根拠となる、「課そうとしている負担 (liabilities) からの逃れ道 (escape) を提供することが、税法の目的のうちにあるとは思われないからである。」という考え方も示されていた。

2010 年の税制改正で内国歳入法 (Internal Revenue Code) に 7701 条(o)として入った、米国の代表的な租税回避否認法理である経済実質法理 (economic substance doctrine) との関係でいえば、1950 年代後半時点での状況は、次のようになる。

内国歳入法 7701 条(o)は、

「(o) 経済実質法理の明確化

(1) 法理の適用。--経済実質法理が関連するいかなる取引においても、

- (A) 取引が (連邦所得・法人税の上の効果を除き) 意義のある方法で納税者の経済的ポジションを変更するものであり、かつ、
(B) 納税者に (連邦所得・法人税の上の効果以外に) 取引を行う実質的な目的がある場合、に限り、取引には経済実質があると取り扱われる。

(2)～(4) (略)

(5) 定義及び特別規定

本サブセクション (筆者注：7701 条(o)のこと。) において、

(A) 「経済実質法理」という用語は、取引に経済的実質又は事業目的 (business purpose) がない場合には、当該取引についてサブタイトル A (筆者注：内国歳入法のうち所得・法人税について規定した第 1 条から第 1564 条までの部分のこと。) に規定する税の利益 (benefit) を認めないとする判例法上の法理を意味する。

(B) (以下略)

と規定していて、取引に経済実質があるか否かを二つの要素で検討し ((1)の(A)及び(B))、いずれかが認められない場合には所得・法人税上の利益 (benefit) を認めないこととしている ((5)(A))。このうち、(1)(A)の部分は、経済的ポジションという取引の客観面をみており、(1)(B) の部分は、目的という取引の主観面をみている。このように取引の客観面と主観面の両方をみて経済実質の有無について検討するこのテストは二分岐テスト (two-prong test) と呼ばれている。

1950 年後半の時点で、

①Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決 (1957 年) の反対意見の「もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益にはつきりとわかる程度には影響がない取引を行う場合には、税法はその取引を無視する」という表現は、(1) (A) の部分の原型とみることができるものであり、

②Commissioner v. Transport Trading & Terminal Co.事件第二巡回控訴裁判決⁽⁸⁾（1949年）の「商業上または工業上の取引について記述している税法の用語を解釈するときには、これらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ」という表現は、(1) (B) の部分の原型とみることができる。
という具合に、二分岐テストの二つの要素の原型は、1950年代後半までに既に形成されていた⁽⁹⁾。

第2節 Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決⁽¹⁰⁾反対意見

ここで、本稿で取り扱う判例で大きな役割を果たすことになる Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決（1957年）での L.Hand 判事による反対意見について、再確認しておきたい。

（1）Gilbert 事件及び判決

控訴人 Gilbert 氏（以下「G 氏」という。）は、1946年に他の一人と共同で法人を設立した。その後 G 氏はその法人に資金を貸し付けて約束手形を受け取った。しかし、この法人の事業はうまくいかず、この貸付金には利子が一度も支払われないまま法人は 1948 年に清算された。G 氏が、この貸付金について貸倒損失を計上して 1948 年分の申告をしたところ、課税庁が貸倒損失の計上を否認したという事件である。

一審の租税裁判所は、G 氏から法人が受けた資金は内国歳入法 24 条(k)の意味での負債(debt)には当たらず資本出資だったとして貸倒損失の計上を認めず、納税者側敗訴の判決を出したが、控訴審で第二巡回控訴裁判所は、「我々はさらなる事実確認のために事件を差し戻すことなしには租税裁判所の判決について支持すべきとも破棄すべきとも判断できない。租税裁判所の判決は、判断の理由を擧げることなく結論のみを述べている。このため、結論に至る過程で適切な基準が用いられたのかどうか判断できない。」⁽¹¹⁾と述べて、事件を租税裁判所に差し戻した。

（2）L.Hand 判事による反対意見

判決につけた反対意見の中で、L.Hand 判事は以下のように述べた。

⁽⁸⁾ Commissioner v. Transport Trading & Terminal Co., 176 F.2d 570 (2d Cir. 1949). 訴外 A 社は、1929 年に訴外 P 社の株式 1 万株を 50 万ドルで購入し、1937 年に公売にかけた上で 100% 子会社である T 社（被控訴人）に 2 万ドルで売却した。1940 年に P 社の筆頭株主が高値でこの株式を買い取ることになった。同年 10 月に T 社はこの株式を A 社に現物配当し、2 万ドルの現物配当として記帳した。同年 11 月に A 社と P 社の筆頭株主との間で株式売却について最終的に合意し、A 社が株式を 58 万ドル余で売却した。これに対し、課税庁がこの株式は T 社が売却したものとして、T 社に課税したという事件。袴田・前掲注(1)106-108 頁参照。「このような『配当』は、内国歳入法 115 条で考えられている『配当』には該当しない。」として納税者敗訴の判決を書いた L.Hand 判事は、判決の終わりに、「Gregory 事件連邦最高裁判決の法理は、法人の組織再編に限定されない。この法理は、はるかに広い射程をもっている。商業上または工業上の取引について記述している税法の用語を解釈するときには、これらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機（motive）のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ」と書いていた。

⁽⁹⁾ 袴田・前掲注(1)111-112 頁。

⁽¹⁰⁾ Gilbert v. Commissioner, 248 F.2d 399 (2d Cir. 1957).

⁽¹¹⁾ 248 F.2d at 408.

「所得・法人税法は、納税者の財務上の取引に課税しており、納税自体ももちろん財務上の取引である。しかし、もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) にはっきりとわかる程度には (appreciably) 影響がない取引を行う場合には、税法はその取引を無視する。課そうとしている負担 (liabilities) からの逃れ道 (escape) を提供することが、税法の目的のうちにあるとは思われないからである。(Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465; Griffiths v. Helvering, 308 U.S. 355; Higgins v. Smith, 308 U.S. 473; Bazley v. Commissioner, 331 U.S. 737)。取引が、租税上の効果に加えて、事業における納税者の受益的利益 (beneficial interest) を向上させると納税者が考えているならば、望んだ租税の軽減はもちろん認められるだろう。変化前の事実に基づいて納税しない場合には経済的な利益をあきらめなければならないというのは、合理的でない (absurd) からである⁽¹²⁾。さらにいえば、取引によって損をする、または損が生じるかもしれない、と考えていたとすれば、その場合の納税者の唯一の動機が租税を回避することであることであったとしても、やはり納税者には租税の軽減は認められるだろう。例えば、とても裕福な人が株式を売って地方債を買えば、彼の唯一の動機が配当にかかる税を回避することであったとしても、株式からの配当に対する税は課税されない。このような場合には、もし唯一の動機が租税の軽減であった場合には、取引後にかかる税額と取引がなければかかっていた税額との差額に課税するということも可能だったかもしれない。しかし、どの判決にもそのような法理を少しでも示唆するものは存在していない。先に述べたことは、納税者の財務上のポジションを、良い方にも悪い方にも、はっきりとわかる程度には (appreciably) 変化させない取引についてのみ、あてはまる。

以上書いたことが私の同僚裁判官が言っていることと違うのかどうか私は確信がもてない。しかし、私は彼らが租税裁判所に採用するように望んでいると思われるテストの形式には賛成できないし、実際、それが何なのかよく理解できない。取引に『実質的に経済上の実体 (reality) がある』とか、取引は『実質的には形式通りのものだ』とか、『シャムだ』とか、『仮装だ』とか、『取引の実質による』とかいうのは、すべて私から見れば、決定力のある事実について語つておらず、判断基準を不明確なまま放置しているようにみえる。

よって私は以下のように置き換える。これは上記の欠点を回避するものであって、また法理を適切に述べているものであると思えるからである。

『出資ではなく貸付の形で資金を提供すると決めたとき、この違いが控訴人の租税以外の事業上の受益的利益をはっきりとわかる程度に変化させることを控訴人は想定していただろうか。』

『そのように想定していたということについて、立証責任は控訴人にある。』

(3) 考察

ア 受益的利益テストについて

L.Hand 判事の反対意見にある、「もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) にはっきりとわかる程度には (appreciably) 影響がない取引を行う場合

⁽¹²⁾ この部分の原文は、”for it would be absurd to hold that he must deny himself an economic advantage unless he pay the tax based upon the facts that have ceased to exist.” 受益的利益が変化していれば、変化前の状況ではなく変化後の状況に応じた課税がなされるべきだという意味だと考えられる。続く文章のとても裕福な人の例でいえば、株式売却後は（株式は既に手放しているので）株式からの配当に課税されるべきではないということになる。

には、税法はその取引を無視する。」という基準（以下この基準のことを「受益的利益テスト」という。）は、後に *Weller v. Commissioner* 事件第三巡回控訴裁判決や *Knetsch v. United States* 事件連邦最高裁判決で用いられ、そのことが租税回避否認法理の形成に大きく寄与することになる。「受益的利益」という用語はややわかりにくいが、反対意見の続く部分で、「先に述べたことは、納税者の財務上のポジションを、良い方にも悪い方にも、はつきりとわかる程度には変化させない取引についてのみ、あてはまる。」と言い換えており、財務上のポジションを意味していることがわかる。

イ 自己否定化理由付けについて

「課そうとしている負担（liabilities）からの逃れ道（escape）を提供することが、税法の目的のうちにあるとは思われないからである。」という理由付けについては、Robert Smith 弁護士が、1999 年に書いた論文で、「適用する税法が自己（税法自身）を否定化するものになるように解釈するのは合理的ではない」という意味だと解して、「自己否定化理由付け⁽¹³⁾（self-defeating rationale）」と呼んでいる⁽¹⁴⁾。本稿もこれにならって、L.Hand 判事が用いたこの理由付けのことを、「自己否定化理由付け」と呼ぶこととする。「自己否定化理由付け」は、本稿で後に紹介する *Weller v. Commissioner* 事件第三巡回控訴裁判決で引用されている。

この自己否定化理由付けは、「租税を減らすこと以外に受益的利益に影響がない取引を行つて税負担を減らすことは、税法を、税法が課そうとしている負担からの逃れ道として利用することであり、税法の目的のうちにあることだとは思われない。」という意味だと考えられる。さらに、「税法は経済活動の中で行われた取引（受益的利益を変化させる取引）を対象に税を課すものであるところ、租税負担の軽減のためだけに行われた特殊な取引に対して税負担の軽減を認めることが税法の目的のうちにあるとは思われない。」という考慮から出たものであろうと考える。

税法の条文上の要件を満たす租税回避行為を課税上否認することを正当化する説得力のある理由付けであり、影響力を持ちうるものであると考える。Robert Smith 弁護士は、前述の論文の最後に、「経済実質法理（economic substance doctrine）は、税法の中の特定の語やフレーズに根拠があるものではないが、それにも関わらず税法の解釈の原則を提示したものであり、L.Hand 判事が *Gregory* 事件及びそれに続く事件の中で明確に表現し、*Knetsch* 事件連邦最高裁判決にも反映された自己否定化理由付けによって正当化されている」⁽¹⁵⁾と書いて、自己否定化理由付けが経済実質法理を正当化する根拠となっているという見方をしている。

なお、税法には非課税規定もあるが、ここで税からの逃れ道（escape）といったときには条文の意図していない逃れ道という意味合いだと思われる所以、非課税規定の適用を合法的に受けることは税からの逃れ道を利用することにはならないと思われる。

ウ L.Hand 判事は受益的利益テストの射程をどうみていたか

L.Hand 判事は、反対意見の中で「取引に『実質的に経済上の実体（reality）がある』とか、取引は『実質的には形式通りのものだ』とか、『シャムだ』とか、『仮装だ』とか、『取引の実質

⁽¹³⁾ “self-defeating rationale”について、袴田・前掲注(1)では「自己無効化理由付け」と訳していたが、「自己否定化理由付け」に訳を変更させていただく。

⁽¹⁴⁾ Robert Thornton Smith, *Business Purpose: The Assault Upon The Citadel*, 53 TAX LAW. 1, 4 (1999).

⁽¹⁵⁾ *Id.* at 33.

による』とかいうのは、すべて私から見れば、決定力のある事実について語っておらず、判断基準を不明確なまま放置しているようにみえる。」と書いた後に、「上記の欠点を回避するものであって、また法理を適切に述べているものである」と述べて、本件における受益的利益テストを提示していることから、それまで「取引は『実質的には形式通りのものだ』とか、『シャムだ』とか、『仮装だ』とか、『取引の実質による』などと判断されていたような租税回避事件にこの「受益的利益」の変化をみる基準は適用できると考えていたと思われる。そして、そのような実際の租税回避事件でこの基準が初めて用いられたのが、後に紹介する *Weller v. Commissioner* 事件の控訴審判決だったということになる。

以下の各章において、1960 年代を中心とする租税回避否認法理の形成状況についてみてみたい。

第2章 *Goodstein v. Commissioner* 事件第一巡回控訴裁判決⁽¹⁶⁾（1959年5月21日）

1940 年代までの米国での租税回避事件での租税回避スキームは、納税者毎の個別の事情に対応したもののが多かったが、第二次世界大戦後の所得税率の上昇を背景に、納税者の個々の事情に関係なく多額の利子控除によって税負担を大幅に軽減させるタイプの租税回避スキームが流行するようになり⁽¹⁷⁾、1950 年代後半にはそれらの事案を巡って裁判で争われることが増え、租税回避を巡る状況が深刻化した。このような租税回避事案の裁判では、取引が「シャム（sham）」に該当するか否かが争われることが多かった。「シャム」は一般の英和辞典には、「にせ物」とか、「ごまかし」などと訳されている。米国の租税法事件の判決では、税法上の効果を与えない「みせかけだけのもの」といった意味合いで使われている用語のようであるが、本稿では、”sham”は翻訳せずに、そのまま「シャム」と表記することとする。

以下の各章では、この、利子控除を利用した租税回避を巡る状況をみていくこととしたい。

まず、1959 年の *Goodstein v. Commissioner* 事件第一巡回控訴裁判決についてみてみる。この事件は、M. Eli Livingstone というボストンの証券ブローカーが組成した租税回避事件である。Livingstone が関与した一連の事件は、”Livingstone Transaction”と呼ばれており、ほかに *Lynch v. Commissioner* 事件第二巡回控訴裁判決⁽¹⁸⁾などが知られている⁽¹⁹⁾。

1. 事件（第一巡回控訴裁判決文⁽²⁰⁾より）

「1952 年 10 月 27 日に原告・控訴人である Goodstein 氏（以下「G 氏」という。）は、証券ブローカーの Livingstone 氏（以下「L 氏」という。）に、額面 10,000,000 ドルの財務省証券

⁽¹⁶⁾ *Goodstein v. Commissioner*, 267 F.2d 127 (1st Cir. 1959).

⁽¹⁷⁾ Daniel N. Shaviro, *The Story of Knetsch : Judicial Doctrines Combating Tax Avoidance*, in TAX SERIES, at 357-358 (PAUL L. CARON ed.,2nd ed. 2009).

⁽¹⁸⁾ *Lynch v. Commissioner* 273 F. 2d 867 (2d Cir. 1959).

⁽¹⁹⁾ ”Livingstone Transaction”の事件としては、*Lynch v. Commissioner* 事件以外にも、*Rubin v. United States*, 304 F. 2d 766 (7th Cir. 1962), *McRae v. Commissioner*, 294 F. 2d 56 (9th Cir. 1961) などがある。(Alvin C. Warren Jr., *The Requirement of Economic Profit in Tax Motivated Transactions*, 59 TAXES 985, 986 n.3 (1981), Notes, 46 CORNELL L.Q. 607, 654 n.24 (1980-1981).)

⁽²⁰⁾ *Goodstein v. Commissioner*, 267 F.2d 127, 129-131 (1st Cir. 1959).

(21)を注文した。L 氏は、G 氏から 15,000 ドルの小切手を頭金として受け取ると、証券決済口座を開設している Guaranty 銀行（以下「G 銀行」という。）に、債券ディーラーの D 社から財務省証券を受け取るよう指示した。財務省証券が G 銀行に届いた時点で、G 銀行は、L 氏の口座から 9,929,212.71 ドルを減額し(debit)⁽²²⁾、同額の入金を D 社の口座に記帳した(credit)。それから 30 分と経たないうちに、財務省証券は L 氏の指示で D 社に返却され、D 社は受け取った額から手数料として 1,562.5 ドルを差し引き、残額を G 銀行の自己の口座から振り出した支払保証小切手で L 氏に支払った。G 氏は支払保証小切手で行われたことについて指示をしていなかったが、この支払保証小切手は G 銀行の L 氏への信用貸し(credit)の相殺に使われたとみるのが合理的である。

同じ 1952 年 10 月 27 日に、G 氏は S 社に 9,914,212.71 ドルの約束手形（年利 2%、1954 年 3 月 15 日満期）を振り出した。この手形には、①10,000,000 ドルの財務省証券を担保に入れる(pledge)、また、②担保になっている間、この財務省証券を担保に供したり、また他のどのような目的にでも使うこともできる権利を S 社に与えるという説明がついていた。この権利は、担保財産である財務省証券の署名者（筆者注：G 氏）の所有権(ownership)、及び、元本と利子を支払えばいつでも担保財産の返還を受けることができるという署名者の権利と、いかなる点においても矛盾しないものだった。また、G 氏は、彼のブローカーである L 氏に、約束手形の金額である『9,914,212.71 ドルが S 社から支払われることの見返りに』、財務省証券を S 社に引き渡すよう指示した。しかし、実際には S 社の保有資金はこの金額よりもはるかに少なかつたので、支払いも財務省証券の引渡しも実行されなかつた。S 社は 1952 年に L 氏の兄弟を社長として設立された法人で、今回のような取引で『ファイナンス』をすることを唯一の役割としていたとみられる。さらに、L 氏に財務省証券の代金を支払うために、S 社は G 氏の知らないところで、財務省証券を売却する注文を L 氏に出し、L 氏は S 社のエージェントとして額面 10,000,000 ドルの財務省証券を 99 7/64、ネットの売却額 9,915,150.21 ドルで S 社のために売却したという取引確認票を発行した。S 社の自己勘定でショート・ポジションをとることによって、S 社は納税者に融資をする資金を实际上得ていたと G 氏側は訴訟において主張している。S 社はこの取引について、G 氏からの受取手形 9,914,221.71 ドルを資産勘定に借方記入し、同額を L 商会⁽²³⁾への負債として負債勘定に貸方記入した。L 商会は G 氏の財務省証券を S 社に「引渡す」際に G 氏を代理していたのであるから、引渡しをするためにこれらの証券を借りた空売りは、G 氏の代理としての L 氏から借りて行ったようにみえる。

1952 年 10 月 30 日に、納税者は約束手形の利子の一部の支払いとの注記がある 40,000 ドルの小切手を S 社宛に発行した。1952 年 12 月 12 日には、同じ目的で 10,000 ドルの小切手が発行された。納税者は 1952 年の申告で 50,000 ドルを利子として控除して申告した。これらの小

(21) 一審 (Goodstein v. Commissioner, 30 T.C. 1178) の判決文には、財務省証券の利率は 1 % だったと書かれている (at 1179)。

(22) 一審判決では、L 氏の口座にチャージしたと書いている (30 T.C. at 1181.)。一審判決によれば、1953 年 6 月 30 日時点での現金残高は 741.81 ドルだった (30 T.C. at 1187.)。そのため、残高が足りず、帳簿上一時的に借越しになっていたと考えられる。

(23) 控訴審の判決文には、L 商会（原文では Livingstone & Company）についての説明がないが、一審の判決文は、L 氏 (M. Eli. Livingstone) が L 商会の名前で営業を行っていたと書いている (30 T.C. at 1179)。

切手を S 社が受け取ったすぐ後に、G 氏は同じ金額の約束手形を S 社に振り出し、S 社は同じ金額の小切手を G 氏宛に振り出した。1953 年にも同じことが行われ、7 組の対になった小切手が発行された。G 氏は 1953 年に 7 つの小切手の合計額である 71,011.82 ドルを総所得から控除するとともに、理論上受け取る資格があり、S 社から振り込まれてもいた財務省証券の利息相当の金額も、あわせて申告した。

1954 年 1 月 19 日に G 氏の代理人は L 氏に、10,000,000 ドルの財務省証券を売却して納税者が S 社に渡した約束手形を決済し、差額を送金するように指示した。L 氏は 10,000,000 ドル、利子 1 3/8%、1954 年 3 月 15 日満期の財務省証券を 100 9/32 に利息を加えて 10,075,984.12 ドルで売却したという取引確認票を発行した。S 社の帳簿上、この金額は、L 商会への未収金 (Accounts Receivable) として借方記入され、同時に受取手形 (notes receivable)、利子所得 (interest income) 及び貸付金 (loans receivable) として貸方記入され、納税者の約束手形はキャンセルされた。」

2. 第一巡回控訴裁判決⁽²⁴⁾

「一審の租税裁判所は、全体の記録を審査した上で、*Gregory v. Helvering* 事件連邦最高裁判決 1935, 293 U.S. 465; *Commissioner v. Court Holding Co.* 事件連邦最高裁判決 1945, 324 U.S. 331; *Griffiths v. Commissioner* 事件連邦最高裁判決 1939, 308 U.S. 355; *Bazley v. Commissioner* 事件連邦最高裁判決 1947, 331 U.S. 737 を引用しながら、これらの取引のすべては、あらかじめ考えられた実質 (substance) のない計画に従つたものであって、課税上は無視されるべきであり、S 社は実際には支払われなかつた利子の支払いを記録するためだけの目的で利用された、と判示した。

これに対し、納税者は、納税者による財務省証券の購入と S 社からの借入れは経済的実体 (economic reality) がないフィクションであるという租税裁判所の事実認定は、明らかに誤つており、利子控除を認めなかつた判決は破棄されなければならない、と主張している。

利子支払いを認めない第二の理由として租税裁判所は、『さらに、仮に取引にいくらかの実質があつたとしても、原告は、現金主義を採用していることから、示された事実の下では 1952 年と 1953 年のいずれについても利子控除は認められない。利子の支払いは存在しなかつた。せいぜいよくみたとしても、利子債務 (liability) の証拠となる手形の引渡しがあつたというに過ぎない。現金主義の納税者にとって、債務 (liability) をカバーする (cover) 手形の引渡しがあつたからといって、支払いについての法律上の要件は満たされず、総所得からの控除を認められないということは、これまでに何度も判決で示されている。』我々はこの認定に同意する (accord)。*Hart v. Commissioner*, 1 Cir., 1932, 54 F.2d 848 参照。納税者は、逆の判決を出したようにみえる *Burgess v. Commissioner* 事件租税裁判所判決 1947, 8 T.C. 47 を引用するが、我々にとってはこの判決の反対意見の理由の方が説得力がある。

さらに 1952 年 10 月 27 日の取引によっては、納税者は S 社に金銭債務 (indebtedness) を負っていないと判断する。G 氏の代理人として活動していた L 氏のために G 銀行が財務省証券を一時的に保有したものの、実際には G 氏は証券を購入していなかつたし、S 社から購入資金を借り入れてもいなかつた。いくつかの取引によって G 氏と S 社の間には法律上の関係が

⁽²⁴⁾ *Goodstein v. Commissioner*, 267 F.2d 127, 131-132 (1st Cir. 1959).

生じたようにもみえるが、それは債務者と債権者の関係ではない。むしろ、これらの取引の真の結果は、G 氏と S 社との間での将来の行為についての約束の交換だった。G 氏は 1954 年 3 月 15 日又はそれ以前の G 氏が選んだ日に一定の金額を S 社に支払うことを約束した。これに対し、S 社は G 氏が選んだ日に 1954 年 3 月 15 日が満期で金利 1 ½% の 10,000,000 ドルの額面の財務省証券を得、契約日からの利息をつけて納税者に引き渡すことを約束した。

租税裁判所はさらに、1952 年に営利目的で行った取引の結果生じたもので 1939 年内国歳入法 23 条(e)(2)に適合するものだと主張された 14,722.02 ドル⁽²⁵⁾の損失の控除を否認した。この支払いは納税者が L 氏に支払った頭金のネットの金額である。1952 年の財務省証券の購入は所得税の課税上は認識されないと租税裁判所が判断し、我々もその判断を支持しているが、もしそれが認識されなければ、財務省証券の所有権 (ownership) を得ようとして払われた支払いは完全な損失であると G 氏は主張する。それに対し、租税裁判所は、納税者は財務省証券を購入することを意図していなかったし、購入してもいないので、23 条(e)(2)の意味での営利目的の取引は存在しなかったと判決した。しかし、財務省証券の購入や資金の借入れにはつながらなかったものの、この金額を納税者が実際に費やしており、納税者自身と S 社の間に契約が交わされたことは否定できない。契約が履行されるかいずれかの方法で終了されるまでは、取引は完結しない。1952 年には取引は完結しなかったので、費やした金額を損失として控除することはできないが、取引が最終的に完結した課税年度には費用項目として扱われなければならない。Helvering v. Winmill, 1938, 305 U.S. 79 参照。

G 氏の主張の第三の点は、内国歳入庁幹部から L 氏及び L 氏夫人に宛てた二つのレターに関するものである。(筆者注：判決はこの段落の続く部分で、これらのレターには今回と同様の取引で利子控除が認められると書いてあったという G 氏の主張を、レターは G 氏に宛てたものではないという理由で退けている。)

控訴を棄却する。」

3. 考察

(1) 判決をどう理解するか

G 氏は、額面価格 10,000,000 ドルの財務省証券を購入し、代金 9,929,212.71 ドルのうち 15,000 ドルは小切手で支払い、残額については約束手形を振り出した上で、財務省証券を約束手形の担保とした。その後、G 氏は S 社に約束手形の利子を 1952 年に 50,000 ドル、1953 年に 71,011.82 ドル支払った。G 氏は 1954 年 1 月に財務省証券を売却し保有期間とされる期間相当分の「利息」込みで売却代金を受け取り、約束手形を決済した。以上のようなストーリー

⁽²⁵⁾ この金額について、一審判決は、「これは原告の現金支出である 15,000 ドルから原告が取り返した (recovered) と述べている 277.98 ドルを控除した金額である。取り返した額の詳細については示されていないし、準備書面ではこの点について討議されてもいないし、争われてもいない。」と書いている。
(Goodstein v. Commissioner, 30 T.C.1178, at 1192 (1958).)

に基づいて所得税の申告を行なった⁽²⁶⁾。

ところが実際には、財務省証券は L 氏の購入後 30 分と経たずにキャンセルされおり、財務省証券の空売りは財務省証券の裏付けがなく取引確認票だけが出された紙の上での操作だけだった。しかも G 氏が支払ったとされる約束手形の利子は、「支払い」後直ちに同額の借入れが行われたため、実際には資金は動いてなかった。

一審の租税裁判所は、*Gregory v. Helvering* 事件連邦最高裁判決等を引用しながら、「取引のすべては、あらかじめ考えられた実質 (substance) のない計画に従つたものであって、課税上は無視されるべきであり、S 社は実際には支払われなかつた利子の支払いを記録するためだけの目的で利用された」⁽²⁷⁾と判断した。しかし、この見解に対しては控訴審で納税者側から、「納税者による財務省証券の購入と S 社からの借入れは経済的実体 (economic reality) がないフィクションであるという租税裁判所の事実認定は、明らかに誤っており、…」という主張がなされた。また、控訴審の第一巡回控訴裁も、判決文の書きぶり⁽²⁸⁾からみて、一審判決のこの判断は支持できないと考えたものと思われる。取引のどのような点を捉えて「実質のない計画に従つたもの」と評価したのか、またそのようなものであればどうして「課税上は無視されるべき」ということになるのかを説明していないことから、筆者もこの判断には無理があると考える。

控訴審判決は、その上で、一審判決が「現金主義の納税者にとって、債務 (liability) をカバーする (cover) 手形の引渡しがあったからといって、支払いについての法律上の要件は満たされず、総所得からの控除を認められない」⁽²⁹⁾と判断した部分を支持した。さらに、「1952 年 10 月 27 日の取引によっては、納税者は S 社に金銭債務 (indebtedness) を負っていないと判断する。G 氏の代理人として活動していた L 氏のために G 銀行が財務省証券を一時的に保有したもの、実際には (in substance)、G 氏は証券を購入していなかつたし、S 社から購入資金を借り入れてもいなかつた。いくつかの取引によって G 氏と S 社の間には法律上の関係が生じたようにもみえるが、それは債務者と債権者の関係ではない。むしろ、これらの取引の真の結果は、G 氏と S 社との間での将来の行為についての約束の交換だった。G 氏は 1954 年 3 月 15 日又はそれ以前の G 氏が選んだ日に一定の金額を S 社に支払うことを約束した。これに対し、S 社は G 氏が選んだ日に 1954 年 3 月 15 日が満期で金利 1 % の 10,000,000 ドルの額面

(26) 一審判決の理由部分に、以下の記述がある (30 T.C. at 1188)。「原告はあらかじめアレンジされた計画の当事者ではなかつたことを示そうとして、財務省証券の売却を指示しておらず、売却時には売却されたことを知らなかつたと証言した。しかし、証拠によれば、準備的な会合で提案された計画について、税務上の結論も含めて L 氏と討議していたし、原告が S 社に振り出した約束手形では S 社に担保を使う権利を与えていた。よって、どのような行為がとられるかはすべて検討され、原告はそれらを少なくとも黙諾はしていたことは間違いない。」

(27) *Goodstein v. Commissioner*, 267 F.2d 127, 131 (1st Cir. 1959). ここに引用した部分は控訴審判決が一審判決を要約して引用している部分。

(28) 控訴審判決は、一審判決が「あらかじめ考えられた実質のない計画の実施であって、課税上は無視されるべき」という一つ目の判断にはコメントせずに、「利子の支払いは存在しなかつた。せいぜいよくみたとしても、利子債務 (liability) の証拠となる手形の引渡しがあったというに過ぎない。」という二つ目の判断について「我々はこの認定に同調する。」と書いていることから、一つ目の判断には同調していないと考えられる。

(29) *Goodstein v. Commissioner*, 267 F.2d 127, 131 (1st Cir. 1959). ここに引用した部分は控訴審判決が一審判決を要約して引用している部分。

の財務省証券を得、契約日からの利息をつけて納税者に引き渡すことを約束した。」と認定した。

G 氏は S 社に代金を約束手形で支払って財務省証券を手に入れたようにみえるが、約束手形は振り出されたものの、売買は成立しておらず⁽³⁰⁾、約束手形の利子を払う義務は G 氏に発生していないなかつたし⁽³¹⁾、実際に G 氏は利子を支払ってはいなかつた。ただ、S 社は G 氏が指定した日に 1954 年 3 月 15 日が満期で金利 1 ‰ の 10,000,000 ドルの額面の財務省証券を得、契約日からの利息をつけて納税者に引き渡す義務を負っていた、と認定されたことになる。

一審が、事件は *Gregory v. Helvering* 事件最高裁判決の延長線上のものと捉え、「実質 (substance) のない計画に従つたものであつて、課税上は無視されるべき」と判断したのを控訴審判決は支持せず、私法上どのような契約関係が成立していたかを検討し、「納税者は S 社に金銭債務 (indebtedness) を負つていない…実際には G 氏は証券を購入していなかつたし、S 社から購入資金を借り入れてもいなかつた。いくつかの取引によって G 氏と S 社の間には法律上の関係が生じたようにもみえるが、それは債務者と債権者の関係ではない。」と結論付け、利子控除は認められないと判断したものとみることができる。

(2) 米国の研究者による判例の解説

Michael Asimow 教授は、「裁判所は真正な金銭債務 (indebtedness) が債務者及び債権者とされている者の間に存在していないケースで利子の控除を否認してきた」と述べ、このようなケースを「事実においてシャム (factual sham)」と呼び、Goodstein 事件がそのようなものリーディングケースであると位置づけている⁽³²⁾。

また、Hoffman Fuller 助教は「租税裁判所も第一巡回控訴裁判所も、納税者と貸し手との間に真の金銭債務 (indebtedness) は存在せず、当事者間での小切手と債券の一連の交換は実際には支払われなかつた利子の記録にすぎなかつたと認定した。本件は、納税者が財務省証券を所有することをまったく意図しておらず、また、債務の元本を支払わねばならなくなる現実的な可能性がなかつたので、真のシャム取引 (true sham transaction) を含んでいるとみられてきた。取引は『実質 (substance) を欠いている』という租税裁判所の理由は明確な意義のあるものではなかつたかもしれないが、巡回控訴裁判所の判決は、私法の上で納税者は金銭債務 (indebtedness) に対して強制執行が可能な義務を負つておらず利子の支払いを強制されていなかつたことを示している。」⁽³³⁾と書いて、「真のシャム取引」を含んでいるという見方を示している。

判決自体は、「シャム」との認定をしていないが、納税者の主張する取引が実は成立していなかつたという意味での「シャム」の事例と理解されていることがわかる⁽³⁴⁾。このタイプの「シャム」を以下では「Goodstein タイプのシャム」ということとする。

(3) 租税回避否認法理との関係

本判決は、個別事案についての私法上の事実認定のレベルで判断がなされており、租税回避

⁽³⁰⁾ 控訴審判決は、「G 氏は証券を購入していなかつた」と認定している。

⁽³¹⁾ 控訴審判決は、「S 社から購入資金を借り入れてもいなかつた」と認定している。

⁽³²⁾ Michael Asimow, *The Interest Deduction*, 24 UCLA L.REV. 749, 784-785 (1977).

⁽³³⁾ Hoffman F. Fuller, *Business Purpose, Sham Transactions and the Relation of Private Law to the Law of Taxation*, 37 TULL.REV. 355, 369 (1963).

⁽³⁴⁾ 例えば、第 4 章で取り扱う *Goldstein v. Commissioner* 事件第二巡回控訴裁判決も、本事件について、シャム取引の事例と理解している。(第 4 章 2. (3) 参照。)

否認法理の形成に繋がるものではなかった。

第3章 Knetsch 事件とその関連事件⁽³⁵⁾

第1節 Knetsch 事件とその関連事件の取引について

第1章でみた Goodstein 事件では、財務省証券は一時的に保有されたものの、それを実際に購入するための資金を調達することができず、30分と経たないうちに売り戻されていた。これらのことから、裁判所に、「実際には、G 氏は証券を購入していなかつたし、S 社から購入資金を借り入れてもいなかつた」と認定された。

Knetsch 事件及びその関連事件では、保険会社が発行した年金債券が購入の対象で、資金のやりとりは関係者の中で完結しており、外部の第三者に対して支払いをする必要はなかった。Goodstein 事件とは異なり、さまざまな取引は形式上有効に成立していたから、Goodstein 事件の控訴審判決のような否認の手法は使えなかつた。

下級審判決の中には利子控除を否認した判決もあったが、否認する理由について十分な説明がなされず、決定打が出ない状況が続いた。そのような中、Weller 事件の控訴審判決が、「受益的利益テスト」と「自己否定化理由付け」(いずれも第1章第2節参照。)を引用しつつ利子控除を否認し、Knetsch 事件で連邦最高裁も「受益的利益テスト」を基準として用いて利子控除を否認した。このことが、米国における租税回避否認法理の形成に大きく寄与することとなる。

ここではまず、Knetsch 事件及びその関連事件で行われた取引についてみておきたい。取引の基本的な仕組みはいずれも同様であるので、ここでは代表として Knetsch 事件の取引を取り上げる。この事件の概要は以下の通り。

1. Knetsch 事件の概要⁽³⁶⁾

「1953年12月11日に Sam Houston 生命保険会社（以下「保険会社」という。）は Knetsch 氏（以下「K 氏」という。）に、額面が 400,000 ドルの据置型年金預金債券（2.5%の複利、30 年満期。）を 10 本売却した。代金は 4,004,000 ドルだった。K 氏は、小切手で 4,000 ドルを保険会社に支払い、残額について、4,000,000 ドルのノンリコース年金借入手形に署名した。この手形の金利は 3.5% で、当該債券が担保となっていた。金利は前払いとされており、K 氏は同日に一年目の金利として 140,000 ドル（筆者注：4,000,000 ドル × 3.5%）を支払った。債券の一部として作成された現金ローン価値表（Table of Cash and Loan Values）によれば、第一契

⁽³⁵⁾ Knetsch 事件連邦最高裁判決は、判決文の脚注 4 で、以下の判決と同じ又は類似の契約の事件として取り上げている。①Bond 事件、②Bond 事件の第五巡回控訴裁と、同じ第五巡回区にあってその判決に拘束された地裁（Roderick v. United States, 4 AFTR 2d 5569）を除けば、我々の結論と同意見である。Diggs v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決（281 F.2d 326, certiorari denied 364 U.S. 908）；Weller and Emmons v. Commissioner 事件第三巡回控訴裁判決（270 F.2d 294, certiorari denied 347 U.S. 908）；Haggard v. United States 事件租税裁判所判決（59-1 U.S.T.C. 9299）；Oliver L Williams 租税裁判所判決（18 T.C.M. 205）参照。本稿ではこれらの事件を Knetsch 事件の「関連事件」として取り上げることとする。

⁽³⁶⁾ この部分は、Knetsch v. United States 事件連邦最高裁判決（Knetsch v. United States, 364 U.S. 361 (1960)）の事案の概要に当たる部分を翻訳した。

約年度の末日である 1954 年 12 月 11 日の 10 本の債券の現金価値 (cash or loan value⁽³⁷⁾) は 4,100,000 ドルとされていた。契約では K 氏は契約年度の最終日の価値と金銭債務 (indebtedness) 残高の差額について 1954 年 12 月 11 日を待たずに借り入れができることになっており、K 氏は債券購入のわずか 5 日後にこの条項を利用した。1953 年 12 月 16 日に K 氏は、この 4,100,000 ドルと金銭債務 (indebtedness) の元本 (4,000,000 ドル) の差額 100,000 ドルのうち 99,000 ドルを保険会社から受け取り、この借入れに対して年利 3.5% の手形を渡した。この手形の利子も前払いになっており、同日に K 氏は 3,465 (筆者注 : 99,000 ドル × 3.5%) ドルを支払った。1953 年分の夫婦合同申告で、K 氏夫妻は、1939 年法 23 条 (b)⁽³⁸⁾ に定める『課税年度に金銭債務 (indebtedness) について支払った利子』として二つの支払利子の合計金額である 143,465 ドル (筆者注 : 140,000 ドル + 3,465 ドル) を控除した。

契約二年目の初日である 1954 年 12 月 11 日に、金銭債務 (indebtedness) の合計金額 4,099,000 ドルに対し前払利子 143,465 (筆者注 : 4,099,000 ドル × 3.5%) ドルが生じ、K 氏はこの金額を 1954 年 12 月 27 日に支払った。3 日後の 12 月 30 日に K 氏は金銭債務 (indebtedness) の金額である 4,099,000 ドルと 1955 年 12 月 11 日現在の債券の現金価値 4,204,000 ドルの差額より 1,000 ドル少ない 104,000 ドルの現金を保険会社から受け取った。K 氏は相当する手形を保険会社に渡して、3,640 (筆者注 : 104,000 ドル × 3.5%) ドルの利子を前払いした。K 氏夫妻は 1954 年の夫婦合同申告で、147,105 ドル (筆者注 : 143,465 ドル + 3,640 ドル) を 1954 年内国歳入法 163 条 (a)⁽³⁹⁾ に基づく『課税対象年の金銭債務 (indebtedness) についての支払利子』として控除した。

1955 年と 1956 年は訴訟の対象とはなっていないが、取引についてのストーリーを完結させるためにはこれらの年に起きたこと記載しなければならない。第三契約年度の初日の 1955 年 12 月 11 日に K 氏は 4,203,000 ドルの金銭債務 (indebtedness) の前払利子として 147,105 ドル (筆者注 : 4,203,000 ドル × 3.5%) を負っていた。K 氏はこの利子を 1955 年 12 月 28 日に支払った。同日、彼は保険会社から 104,000 ドル受け取った。この金額は、債券の 1956 年 12 月 11 日現在の現金価値 4,308,000 ドルと金銭債務 (indebtedness) の額の差額より 1,000 ドル少ない金額だった。K 氏は保険会社に前払利子 3,640 (筆者注 : 104,000 ドル × 3.5%) ドル分の手形を渡した。K 氏夫妻は、1955 年の夫婦合同申告で、支払額の合計額である 150,745 ドル (筆者注 : 147,105 ドル + 3,640 ドル) を控除した。

K 氏は 1956 年 12 月 11 日に始まる第四契約年度にはこの取引を継続せず、1956 年 12 月 27 日に取引を終えた。この時点で彼の金銭債務 (indebtedness) は 4,307,000 ドルだった。債券の現金価値は 1956 年 12 月 11 日現在で 4,308,000 ドルで、これが 1955 年 12 月 28 日の『ローン』の簿価 (basis) だった。K 氏は債券を解約し、彼の金銭債務 (indebtedness) はキャンセルされた。K 氏は差額の 1,000 ドルを現金で受け取った。

⁽³⁷⁾ 後に出てくるように K 氏は 1956 年 12 月 27 日に取引を解約した際、1956 年 12 月 11 日現在の債券の cash or loan value と金銭債務 (indebtedness) の金額の差額を受け取っていることから、cash or loan value とは解約時に解約返戻金になる金額のことであると考えられる。

⁽³⁸⁾ この判決文の脚注 1 は、1939 年内国歳入法の 23 条(b)と 1954 年内国歳入法 163 条(a)につき、「これら二つの条文の関連する言葉は同じである。すなわち、『当該課税年度に金銭債務 (indebtedness) について支払った又は生じたすべての利子』は控除が認められる、とある。」と書いている。

⁽³⁹⁾ 同上。

契約では満期(K 氏が 90 歳のとき)には月々 90,171 ドルの年金が入ることになっていたが、金銭債務 (indebtedness) の残高を控除した後の現金価値から生じる金額ははるかに小さな金額だった。K 氏が債券を満期まで持ち続け、債券の現金価値よりも 1000 ドル少ない金額を毎年借り続けた場合、満期時に残っている金額は、1,000 ドル (債券の現金価値 8,388,000 ドル、マイナス金銭債務 (indebtedness) の残高 8,387,000 ドル) で、毎月 43 ドルの年金が支払われるにすぎなかった。」

2. Knetsch 事件の取引について

Knetsch 事件のスキームについて、Walter Blum 教授は以下のように説明している。「債券から得られる 2.5% の利子は、解約返戻金の増分ということになって、年金の支払いを受け取るときか、債券が解約されるか売却されるまで課税されない。価値の増分はおそらくキャピタル・ゲインの定義にあてはまり、比較的低い税率で課税される。これに対し、金銭債務 (indebtedness) について納税者が負担する 3.5% の利子は、納税者側の青写真 (blueprint) では、支払時に控除でき、高い累進税率が課せられる通常所得と相殺することができるものとされていた。支払時の 3.5% の利子控除と、2.5%ずつの増分の蓄積によって後に実現するキャピタル・ゲインのトレードということになるが、これはまさに非常に有利なものだ。」⁽⁴⁰⁾

取引の全体像をみてみたい。

フロー・ベースでみると、K 氏は、1 年目に①債券の頭金として 4,000 ドル、②利子として 143,465 ドルを支払い、③借入金として 99,000 ドルを受け取った。K 氏が実際に支出した金額は、これらの差額の 48,465 ドル ($①+②-③$) だが、K 氏は 143,465 ドル ($②$) もの利子控除を申告している。2 年目には、④利子として 147,105 ドル (143,415 ドル + 3,640 ドル) を支払い、⑤借入金として 104,000 ドルを受け取った。K 氏が実際に支出した金額は、差額の 43,105 ドルだが、147,105 ドルもの利子控除を申告している⁽⁴¹⁾。

納税者のもとに入ってくる資金 (流入) は、借入れであり、これは課税の対象とならない。他方、納税者の手元から出していく利子の支払い (流出) は、課税上、控除の対象となる。入ってくる資金が課税の対象とならず、出していく支払いが控除の対象となることから、ここに多額の租税上のメリットが生じる。また、入ってくる資金と出していく支払いの差額は、契約者が自分の財布から支払う資金ということになる。訴訟の対象となっている二年間でみると、出でいった利子の支払いは 294,570 ドル ($①+②+④$)、入ってきた資金 (借入れ) は 203,000 ドル ($③+⑤$) であった。K 氏はこれらの金額の差額である 91,570 ドルを支払うことで、2 年間に 290,570 ドルの利子控除を申告したことになる。

ストック・ベースでみると、債券の価値は年に 2.5%ずつ増える。他方、手形借入金については、利子は毎年支払われるものの、毎年新たな借入れを行うので、元本が増え続ける。債券の

⁽⁴⁰⁾ Walter J. Blum, *Knetsch v. United States: A Pronouncement on Tax Avoidance*, 1961 SUP.CT.REV.135, 136-137 (1961).

⁽⁴¹⁾ Daniel Shaviro 教授は、Knetsch 氏には 1953 年に訴訟で問題となった取引以外に 202,755 ドルの課税所得があり、限界税率で 92%、平均税率で 80% の税率が適用されていたはずだったので、140,000 ドルの税務上の損失により 110,000 ドル以上の税負担の削減があったとみられると書いている。

(Daniel N. Shaviro, *The Story of Knetsch : Judicial Doctrines Combating Tax Avoidance*, in TAX SERIES, at 346 (PAUL L. CARON ed., 2nd ed. 2009).)

現金価値と借入総額の差額（ネット・ベースでの資産額）は、毎年 1,000 ドルに保たれるようになっている。

課税上は、毎年多額の支払利子を控除できるが、収入（債券の価値の増加分）については、課税を繰り延べることができ、さらにこの年金預金債券の価値の増加分はキャピタル・ゲインとして、当時の税法では、通常の所得よりも低い税率で課税されることになっていた⁽⁴²⁾。（満期時に課税対象となる所得の金額は、契約者が手にする 1,000 ドルではないことには注意を要する。）

第2節 下級審の判断

Knetsch 事件とその関連事件の下級審では、当初は納税者が勝訴したが、次第に国側が勝訴した判決が多くなってくる。下級審の判決を時系列に沿ってみていきたい。

1. Bond v. United States 事件南テキサス連邦地裁ヒューストン支部判決⁽⁴³⁾（1957年5月15日）

（1）判決

「7 本の一時払年金契約を保有するために契約された 7 本の保険料借入手形の利子として、原告が 1952 年にテキサス州ヒューストンの Sam Houston 生命保険会社に支払った 19,250 ドルは、1942 年に改正された 1939 年内国歳入法 23 条 (b) で控除が認められている利子の支払いであり、同法 24 条 (a) (6) によって控除対象から除外されているものには該当しない。」と判断して納税者を勝訴させた。

（2）考察

一連の事件で最初に出た判決である。南テキサス連邦地裁は、短い判決文で簡単に利子の控除を認め、納税者を勝訴させた。

2. United States v. Bond 事件第五巡回控訴裁判決⁽⁴⁴⁾（1958年7月18日）

（1）判決

「…国側はこれは金銭債務（indebtedness）ではないと主張する。貸し付けられた資金も借りられた資金も存在せず、保険会社から納税者に実際に支給された経済的給付もなかったのだから、利子と名付けられた毎年の支払いは実際には利子以外のものだという。…

…資金が動いていないとか、貸し手は小切手を発行しておらず借り手はそれを預金していないとか、一時払保険料の支払いのために借り手が発行して年金債券を発行した保険会社に引き渡した新しい小切手は存在していないということが事実であるとは、我々は到底信じられない。

⁽⁴²⁾ 契約者が満期又は解約前に死亡した場合には、死亡保険金が払われることになるが、ここではこのケースは考慮しない。

⁽⁴³⁾ Bond v. United States 57-1 U.S. Tax Cas. (CCH) P9680. 事件の概要是以下の通り。1952 年 12 月 24 日頃、原告は、Sam Houston 生命保険会社から 700,700 ドルの一時払 30 年満期年金契約を購入した。この契約は満期時に 1,467,900 ドルの現金価値が保証されていた。原告の Bond 氏は 700 ドルを現金で、残りの 700,000 ドルについて年利 2.75% の手形で支払った。利子は前払いいで、1952 年に原告は保険会社に 19,250 ドルを支払い、この金額を所得税の申告時に利子控除したところ、内国歳入庁長官がこの利子控除を否認したという事件である。

⁽⁴⁴⁾ United States v. Bond, 258 F.2d 577 (5th Cir. 1958).

手形の振出人に個人的な債務 (liability) が発生していないとして毎年の支払いを利子扱いしないという事実認定 (mere fact) も信じることができない。

この年金債券は国側が考えているような単なるシャム (mere sham) ではない。正当な年金契約であって、テキサスでは規制の下にある生命保険会社が発行することになっているものである。…

(1924 年歳入法以来の利子控除についての法令の規定の変遷をみた後に、) ……一時払年金契約について支払われた利子の控除が認められなくなったのは、1954 年 3 月 1 日付の歳入規則 54-94 が出されてからである。」

(2) Wisdom 判事による反対意見

「今回の事件は、納税者が保険会社に支払った金額が 23 条 (b) にいう利子にあたるか否かという問題を問いかけている。24 条 (a) (6)⁽⁴⁵⁾が、生命保険契約や年金契約を購入する際に負った金銭債務 (indebtedness) についての支払いを控除の対象から除外していないということを示すだけでは、この問い合わせに答えたことにはならない。24 条 (a) は、控除対象とならない特定の項目について適用される。どの項目が控除対象となるかについては述べていない。24 条 (a) (6) の規定に関係なく、納税者の支払いは 23 条 (b) にいう利子に当たるものでなければならぬ、私は考える。…

23 条 (b) の下での利子とは何か、また納税者の支払いがどうしてその定義内にあるいは定義外にあることになるのか、裁判所は述べなければならないと私には思える。

連邦最高裁は利子を「借りた資金の利用の対価として支払うことを契約した金額」(Old Colony Railroad Co. v. Commissioner 事件連邦最高裁判決 (1932, 284 U.S. 552) と定義した。市場では、利子はこれと同じ意味で使われる。『ビジネスの世界では、『金銭債務 (indebtedness) についての利子』は資金の利用または支払猶予の対価 (compensation) を意味する。』(Deputy v. Dupont, 1940 年, 308 U.S. 363, 368 頁)。これが辞書の上の『利子』の意味だ。議会ではこれと異なる意味を持つということを示す証拠は何もない。

… 国側にとってこの事件の核心は、課税上の控除という観点からみると、利子は借りた資金を利用することへの対価としての支払いに限られるということだ。本件では会社から納税者に何の資金もその他の経済的便宜も貸し付けられて (advanced) いないことから、問題の支払いは利子ではない。

いくつかの法律用語はアコーディオンのように伸び広がったり収縮したりする。しかし、税法上の『利子』はそうであってはならない。納税者も税務職員も、連邦最高裁が示した明確な定義と同じ程度の言葉の意味の確かさの利益を受けるべきだ。

私は敬意をもちつつも反対する。」

(3) 考察

国側は、「これは金銭債務 (indebtedness) ではないと主張する。貸し付けられた資金も借りられた資金も存在せず、保険会社から納税者に実際に支給された経済的給付もなかったのだから

⁽⁴⁵⁾ 判決文の脚注 4 によれば、1942 年に内国歳入法に以下の条文が 24 条(a)(6)として挿入された。「24 条控除できない項目(a)原則 (General rule)。所得の計算において以下の項目はいかなる場合にも控除することができない。(6)一時払いの生命保険又は養老保険の購入によって負った又は継続している金銭債務 (indebtedness) について支払った又は生じたすべての金額。」

ら、利子と名付けられた毎年の支払いは実際には利子以外のものだ」と主張したが、私法上有効に成立している利子の支払い契約について、どうして「貸し付けられた資金も借りられた資金も存在せず」という認定になるのかを説明していない。

判決は、年金債券は国側が主張するような単なるシャムではなく正当なものである、毎年の支払いも利子として扱われるべきである、として納税者側を勝訴させた。

これに対し Wisdom 判事は反対意見の中で、連邦最高裁が先行判例の中で、利子を「借りた資金の利用の対価として支払うことを契約した金額」と解釈したことを拠り所に、「本件では会社から納税者に何の資金もその他の経済的便宜も貸し付けられていないことから、問題の支払いは利子ではない。」と述べたが、やはり、私法上有効に成立している利子の支払い契約について、どうして「納税者に何の資金もその他の経済的便宜も貸し付けられていない」という認定になるのかを説明しなかった。

3. Emmons v. Commissioner 事件租税裁判所判決⁽⁴⁶⁾（1958 年 10 月 10 日）

本件では、年金契約の保険料は一時払いではなく、毎年 2,500 ドルずつの年賦払いになっていた⁽⁴⁷⁾。

（1）判決

「原告が求めている控除は否認されなければならない。原告が控除の根拠としている支払いは、1939 年内国歳入法 23 条 (b) の意味での利子に明らかに該当するように形式上はみえるが、全体の取引は実質 (substance) を欠いている。

（Gregory 事件連邦最高裁判決について、事実の部分と判断の部分を引用しつつ説明した上で、）

今回の事件では、Gregory 事件連邦最高裁判決の判決文を、部分的に言い換えて適用することができる。23 条 (b) は、支払が資金の利用又は支払猶予に対する支払いであることを要件としており、成果 (result) であるとされている年金の購入とは全く関係のない計画（利子控除の創出）の遂行のための支払いであることを要件としているのではない。ここでの実際の支払いは、利子だと主張されているが、そうではない。すなわち、1 年目の保険料と、将来の保険

⁽⁴⁶⁾ Emmons v. Commissioner, 31 T.C. 26 (1958).

⁽⁴⁷⁾ Emmons 事件の概要是以下の通り。原告は、現金主義を採用している納税者で、1951 年 12 月 20 日に Standard 生命保険会社（以下「保険会社」という。）から各回 2,500 ドルずつ 41 回の保険料年賦払いの年金契約を購入し、初回の保険料を支払った。原告は翌日 Girard Trust Corn Exchange 銀行から年金契約を担保に 50,213.75 ドルを個人の手形を振り出して借りた。この金額は、将来のすべての保険料の割引価値での前払いとして保険会社の口座に振り込まれた。原告は 1951 年 12 月 24 日に 1956 年 12 月 20 日までの前払利子と称して 13,627.30 ドルを保険会社に支払った。この結果、保険契約の現金価値 ('cash or loan' value) は 68,364 ドルに増えた。原告はこの金額を保険会社から受け取り、年利を 4% とする「年金ローン契約」を交わした。原告は受け取った金額の一部で、銀行からの借入れを返済した。翌 1952 年 12 月 31 日に原告は保険会社に 9,699.64 ドルを「1959 年 12 月 20 日までの年金ローンの利子」として支払った。この支払いにより年金契約の現在価値は 73,728 ドルに増え、増分の 5,364 ドルを原告が受け取り、二つ目の「年金ローン契約」を交わした。租税裁判所の訴訟時点でのローン契約は償還されていなかった。原告が 1951 年分の所得税の申告で 13,627.30 ドルを控除し、1952 年分の申告で 9,699.64 ドルを控除したところ、内国歳入庁長官がこの利子控除を否認したという事件である。（控訴審判決から抜粋。）

料の前払いと、利子と称されるものの合計から、保険契約の現在価値を控除した、ネットベースでの対価である。年金契約を目的としたものではなく、「利子」としての税務上の控除のためのものである。原告は年金を求めてはいなかった。全体のオペレーションのネットベースでの対価すなわちコストよりも多くの額の税の減少をもたらす利子控除を得るという真実の目的のために、年金受取人としての主要な権利は、实际上すべて放棄している。

原告の行動は、事業上の、年金の又は借金の目的を何ももたない単なるオペレーション、すなわちローンの形式を身につけた単なる仕掛け (device) であって、真実の性格を隠すための偽装 (disguise) であり、その唯一の目的であり達成したことは、あらかじめ考えられた計画の完成であり、資金を借りること（又は、年金を購入すること）ではなく、所得税法上の控除を創り出すことである⁽⁴⁸⁾。

同様に、我々は証拠に示されたように年金が実体 (reality) のある有効なものであることを率直に認めよう。しかし、それは、原告が利子控除を得る目的のためにもっぱら『考案物 (contrivance)』として獲得されたものである。もう一度 Gregory 事件判決の言い換えを用いれば、用語通りにみれば 23 条 (b) に規定するものであるが、全体の取引は、税の上での控除を創り出すための精巧に作られた年金保険の購入を装ったごまかしの試みであって、他の何ものでもない、ということになる⁽⁴⁹⁾。

Gregory 事件では、納税者は、Monitor 社の株式の売却という少なくとも一つの究極的な真実の取引を考えていて、そこに至る税の一部を回避しようとした。本件では、租税以外の独立した取引、すなわちシャムな活動がそれに対して単に副次的なものになるような取引は、考えられていない。最初から最後までみたときに、唯一なしたことは、控除を創り出すことであり、それがなければ取引は何も存在しなかったんだろう。…

我々は最近の Bond 事件の裁判で、第五巡回控訴裁判所の多数意見が控訴を棄却し、今回と似たような事実の事件に我々とは反対の結果を出したことを認識している。それでも我々は、問題となった取引は、形式とは反対に、実質においては真の借金ではなかった。被告が控除を否認したのは誤りではなかったと結論付ける。」

（2）考察

それまで Bond 事件の一審と控訴審で、簡単に納税者が勝訴していたが、この判決が流れを変えた。この判決以降は関連事件で納税者が敗訴する判決が続くことになる⁽⁵⁰⁾。その意味で画

⁽⁴⁸⁾ 言い換えのもととなった Gregory 事件連邦最高裁判決の該当部分は、以下の通り。「事業の又は法人の目的を何ももたない単なるオペレーション、すなわち法人再編の形式を身につけた単なる仕掛け (device) であって、真実の性格を隠すための偽装 (disguise) であり、その唯一の目的であり達成したことは、あらかじめ考えられた計画の完成であり、事業の又は事業の一部の再編ではなく、ひとかたまりの法人株式の上告人への移転である。」 Gregory 事件連邦最高裁判決の翻訳については、袴田裕二「Gregory 事件判決について（日米比較の視点から）」税大ジャーナル 24 号 59 頁, 66-67 頁 (2014) <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/24/pdf/04.pdf> をご参照いただきたい。

⁽⁴⁹⁾ もととなった Gregory 事件連邦最高裁判決の該当部分は、「すべての企てはサブディビジョン(B)の規定にしたがって行われているが、実際は法人の組織再編を装った譲渡の、精巧に作られたごまかしの外形であって、他の何ものでもない。」

⁽⁵⁰⁾ 後述する Roderick v. United States 事件 (59-2 USTC 9650 (1959)) は、その例外であり、「Bond 事件の判決に拘束されており、他に選択肢はないと考える。」と書いて、原告勝訴の判決を出している。

期的な判決だったといえるが、判決の理由部分は同じ租税裁判所の判決⁽⁵¹⁾を除くと、先例とされることはなかった。

「単なる仕掛け」、「考案物」、「ごまかしの試み」など Gregory 事件連邦最高裁判決の表現を用いて取引を非難してはいるが、Gregory 事件連邦最高裁判決と本件判決では、判断の手法は大きく異なっていると考えられる。

Gregory 事件連邦最高裁判決は、「サブディビジョン(B)で一つの法人による他法人への資産の移転というとき、これは法人の『組織再編計画を実行する中で (112 条(g))』行われた移転を意味するのであって、いずれの法人の事業ともまったく関係のない計画の中での一つの法人から他の法人への資産の移転（本件は明らかにこれに該当するが）を意味してはいない。…取引が法令の明白な意図の外側にあることは明らかだ」と書いて、1928 年内国歳入法 112 条(i)(1)(B)に規定する「一つの法人によるその資産の全部または一部についての他の法人への移転」という文言について、法人の事業の中での資産の移転のことを意味するとする目的論的解釈を行い、「取引が法令の明白な意図の外側にあることが明らか」なので同条項による非課税扱いを認めることはできないと、非課税扱いを認めないと説明していた。

これに対して本判決は、「原告が控除の根拠としている支払いは、1939 年内国歳入法 23 条(b) の意味での利子に明らかに該当するように形式上はみえるが、全体の取引は実質 (substance) を欠いている。」と判断しているものの、Gregory 事件連邦最高裁判決のように目的論的解釈を行ったわけでもなく、さらに、①全体の取引が実質を欠いているとはどのようなものなのか、その定義あるいはそれに該当するか否かを判断する基準について示しておらず、②また、全体の取引が実質を欠いているとどうして利子の控除が認められなくなるのかという理由についても、説明をしていない。

その上、「ここでの実際の支払いは、利子だと主張されているが、そうではない。すなわち、1 年目の保険料と、将来の保険料の前払いと、利子と称されるものの合計から、保険契約の現在価値を控除した、ネットベースでの対価である。」と、取引の実質をみて支払われたのは利子ではないと認定し、利子ではないから控除を認めることはできないと判断している。取引当事者間で利子とされているものについて、契約が偽りのものだという認定もなく、そのほかに特段の説明もないままに、実質は利子ではない、と認定しており、どうして私法上成立している契約関係についてそれと異なる認定をして課税上の判断をしているのかという点についての説明がなく、この点でも無理があると考えられる。（「最初から最後までみたときに、唯一なしたことは、控除を創り出すことであり、それがなければ取引は何も存在しなかつただろう。」とある部分は、この点について説明しているようにも思われるが、書きぶりからみて、判決の判断の根拠とはされていないように思われる。）

なお、本件の控訴審では、納税者側が「支払いは明らかに 23 条 (b) の意味での利子を構成し、同条によって控除が認められるべきだ」⁽⁵²⁾と、一審判決の認定を否定する主張をしている。

⁽⁵¹⁾ 本稿の続く部分で紹介するように、①Weller v. Commissioner 事件租税裁判所判決 (31 T.C. 33, 1958 年)、②Williams v. Commissioner 事件租税裁判所判決 (18 T.C.M. (CCH) 205, 1959 年)、及び、③Diggs v. Commissioner 事件租税裁判所判決 (18 T.C.M. (CCH) 443, 1959 年) は、本判決を先例としてそのまま引用した。

⁽⁵²⁾ Weller v. Commissioner, 270 F.2d 294, 296 (3d Cir. 1959).

判決としては、説明が不足していたということになると思われる。

4. **Weller v. Commissioner** 事件租税裁判所判決⁽⁵³⁾ (1958年10月10日)

(1) 判決

Emmons v. Commissioner 事件租税裁判所判決を書いた Forrester 裁判官が、同じ日付で判決文を書いた。事実認定 (findings of fact) のところで取引について記述した後に、理由 (opinion) の部分で、「事実は実質的に Emmons 事件と異なる。」と書き、その上で、「原告は Emmons 事件で検討し否定したこと以上の主張をしていない。よって我々は、被告の処分は肯認 (sustain) されなければならないと判決する。」と簡潔に書いて、納税者敗訴の判決を出している。

5. **Knetsch v. United States** 事件南カリフォルニア連邦地裁セントラル支部判決⁽⁵⁴⁾ (1958年11月5日)

(1) 判決

箇条書きの簡単な判決文で判断が下された。以下に抜粋する。

「事実 (Findings of Fact) (抜粋)

(筆者注：取引について簡単に説明した後に、)

VII. 原告がこれら 10 本の債券を購入した唯一の動機は、利子控除の獲得を試みることにあった。

IX. …租税上の結果を除いてはこれらの債券の購入によって経済的利得は生じていなかった。

XIV. 原告も Sam Houston 社も、原告が Sam Houston 社に債務を負う (indebted) ことを意図していなかった。

XV. 原告の Sam Houston 社とのどの取引からも原告に金銭債務 (indebtedness) は生じていなかった。

法律問題に関する結論 (Conclusions of Law)

I. 当裁判所は各当事者及び訴訟物に関して管轄を有する。

II. 原告は、これらの債券の購入から利益を得ようとして取引に入ったのではない。

III. 原告の Sam Houston 社とのどの取引によっても、原告に金銭債務 (indebtedness) は生じていない。

IV. 原告の Sam Houston 社との取引によって、金銭債務 (indebtedness) についての個人的な責任は原告に何も生じていない。

V. 原告の Sam Houston 社との取引には商業上の経済的実質がない。

VI. 原告は Sam Houston 社から金銭その他の経済的利益を何ら受け取っていない。

VII. Sam Houston 社への支払いは形式的には資金の利用または返済猶予の対価だが、実質はそうではない。利子の支払いとしては、取引はシャムだ。

VIII. 原告から Sam Houston 社への、1953 年の 143,465 ドルの支払いも、1954 年の 147,105 ドルの支払いも、1939 年内国歳入法の 23 条 (b) または 1954 年内国歳入法 163 条 (a) の、金銭債務 (indebtedness) についての利子の支払いには該当しない。」

⁽⁵³⁾ Weller v. Commissioner, 31 T.C. 33 (1958)

⁽⁵⁴⁾ Knetsch v. United States, 58-2 U.S. Tax Cas. (CCH) P9935 (S.D.Calif.1958).

(2) 考察

裁判所は、箇条書きの簡潔な判決を出した。

「III. 原告の Sam Houston 社とのどの取引によっても、原告に金銭債務 (indebtedness) は生じていない。」

V. 原告の Sam Houston 社との取引には商業上の経済的実質がない。

VII. Sam Houston 社への支払いは形式的には資金の利用または返済猶予の対価だが、……利子の支払いとしては、取引はシャムだ。」

と判断しているが、私法上契約は有効に成立しているにも関わらず、どうして「金銭債務 (indebtedness) は生じていない」という判断になるのか、また、どうして「利子の支払いとしては、取引はシャムだ。」という認定になるのか、判決はそれらの基準や認定の根拠を説明しておらず、説明が不足していると思われる。

6. Haggard v. United States 事件アリゾナ連邦地裁判決⁽⁵⁵⁾ (1959年2月17日)

(1) 判決

「本件での争点は、1953年の総所得 (gross income) から1939年内国歳入法23条(b)の意味で金銭債務 (indebtedness) にかかる利子として60,875.36ドルを控除することが原告に認められるか否かである。」

本件のような控除をする権利について、立証責任は原告側にある (United States v. Anderson, 269 U. S. 422, 429; Stearns Co. v. United States, 291 U. S. 54, 58)。

原告は Commercial Benefit 保険会社に真実の金銭債務 (indebtedness) があることを証明することができず、同保険会社に対する1953年の60,875.36ドルの支払い及びその他の支払いが1939年内国歳入法23条(b)にいう意味での利子であることの立証責任を果たせなかつた。」として、原告を敗訴させた。

(2) 考察

判決が引用している United States v. Anderson 事件連邦最高裁判決⁽⁵⁶⁾は、立証責任につい

⁽⁵⁵⁾ Haggard v. United States, 59-1 U.S. Tax Cas. (CCH) P9299 (D.C.Ariz.1959). 事件の概要は以下の通り。原告は1952年12月30日にCommercial Benefit 生命保険会社に一本250,000ドルの一時払据置年金契約を8本申し込んだ。翌31日に、この8本の契約が原告あてに発行された。同日、(a)原告は、Valley National 銀行の西インド学校通支店に16,925ドルを入金して口座を開設し、(b)原告は保険会社に西インド学校通支店振り出しの2,000,000ドルの小切手を渡し、(c)保険会社との間で年金契約のすべてのタイトル等を担保に8本の保険契約の現金価値である2,055,000ドルを借りるローン契約を交わし、(d)保険会社は原告に2,055,000ドルの小切手を渡し、(e)原告は保険会社に71,925ドルの小切手を渡し、(f)原告は2,055,000ドルの小切手を西インド学校通支店の口座に入金し、2,000,000ドルと71,925ドルの二つの小切手を保険会社に渡し、口座残高がなくなったので口座を閉鎖した。原告は1953年1月2日に小切手で625ドルを保険会社に支払った。1952年分の所得税の申告で、原告は71,925ドルと625ドルの合計額である72,550ドルを利子として控除した。(筆者注：原告は年金契約代金として保険会社に2,000,000ドル支払い、保険会社とローン契約を交わして年金契約を担保に2,055,000ドル借り、利子として72,550ドルを支払ったことになる。) 翌年も同様の取引が行われ、保険会社から原告に年金契約の現在価値の増分として56,512.5ドルが支払われ、原告は60,875.36ドルをローン契約に伴う利子として保険会社に支払い、所得税の申告で同額を控除している。

⁽⁵⁶⁾ U.S. v. Anderson, 269 U.S. 422 (1926).

て、「誤って取り立てられた税の取戻し（recovery）を求めた訴訟においては、立証責任は申立人にあり、本件では被上告人（納税者）が税の不当性を証明する事実を示さなければならない。」⁽⁵⁷⁾と述べた判決であり、R.H. Stearns Co. v. United States 事件連邦最高裁判決⁽⁵⁸⁾は、立証責任について、「1918年分の過大納税額が（時効で無効になっていた）1917年分の不足税額の減額に違法に使われたとの主張を証明する責任は、税の還付を求めていた原告にある。」⁽⁵⁹⁾と述べた判決だった。

税の取戻しや還付を求めた訴訟では立証責任は納税者の側にあると判示した判例を先例として示しながら、立証責任の観点から判断をしている。

判決は、どうしてこれらの判決が先例になり、「本件のような控除をする権利について、立証責任は原告側にある」と言えるのか、何も説明していない。

また、形式的には利子に該当するものについて、どのような理由から「1939年内国歳入法23条（b）にいう意味での利子であることの立証責任を果たせなかつた。」と判断したのかについても判断の理由を説明しておらず、判決はこれらの点を明らかにすべきだったと思われる。

7. Williams v. Commissioner 事件租税裁判所判決⁽⁶⁰⁾（1959年3月9日）

（1）判決

「明記された事実には、我々の考えでは、当裁判所のEmmons事件及びWeller事件と本事件を区別するものは存在せず、これらの事件が先例となると考える。

それ故我々は本件における問題の取引は、形式とは反対に、実質においては真実の借金ではないと判断し、被告が金銭債務（indebtedness）について支払われた利子ではないとして控除を否認したことは誤っていないと判決する。」

（2）考察

Emmons事件の判決を出した租税裁判所が、事実にはEmmons事件と本事件を区別するものがなくとして、Emmons事件判決を先例として同じ判断をした。

8. Diggs v. Commissioner 事件租税裁判所判決⁽⁶¹⁾（1959年5月19日）

（1）判決

「今回の事件の計画の仕組み（mechanics）は、Emmons事件及びWeller事件のものと全く同様である。…今回の事件の支払いは、先行する二つの事件での支払いと区別できないものである。これらの事件の判決で当裁判所が述べたのと同じ理由により、1952年と1953年分について23条（b）による利子控除を原告に認めることはできないと、我々は判決する。」

（2）考察

Emmons事件の判決を出した租税裁判所が、Emmons事件判決を先例として同じ判断をし

⁽⁵⁷⁾ U.S. v. Anderson, 269 U.S. 422, 443 (1926).

⁽⁵⁸⁾ R.H. Stearns Co. v. U.S., 291 U.S. 54 (1934).

⁽⁵⁹⁾ R.H. Stearns Co. v. U.S., 291 U.S. 54, 62 (1934).

⁽⁶⁰⁾ Williams v. Commissioner, 18 T.C.M. (CCH) 205 (1959).保険会社はEmmons事件、及びWeller事件と同じStandard生命保険会社。取引は基本的にEmmons事件、Weller事件と同じ。

⁽⁶¹⁾ Diggs v. Commissioner, 18 T.C.M. (CCH) 443 (1959).保険会社はEmmons事件、Weller事件、Williams事件と同じStandard生命保険会社。取引も基本的にこれらの事件と同じ。

た。

9. Roderick v. United States 事件テキサス西部連邦地裁エルパソ支部判決⁽⁶²⁾（1959年8月5日）

（1）判決

「最近、United States v. Bond 事件が我々の属する第五巡回区で昨年秋に判決が下された。ヒューストン支部の Connally 判事の下で判決が出され、その後ニューオリンズの第五巡回控訴裁で判決が維持された。古き時代の裁判官の言い方を借りれば、本件はホワイト・ホース・ケース⁽⁶³⁾だ。まったく同じ保険会社がまさに同じ債券を発行し、記録が示す限り事実も同じであって、その事件と本件とで唯一異なるのは原告の名前だけだ。よって、当裁判所としては Bond 事件の判決に拘束されており、他に選択肢はないと考える。本巡回区での最近の判決に鑑み、まったく同じ事実の下、裁判所としては原告から出されたサマリ・ジャッジメントの動議を認める。」

（2）考察

同じ第五巡回区で先に判決が下された United States v. Bond 事件の判決に拘束されるとして、トライアル（正式審理）に入らず、サマリ・ジャッジメント⁽⁶⁴⁾で納税者を勝訴させた。

10. Weller v. Commissioner 事件第三巡回控訴裁判決⁽⁶⁵⁾（1959年9月9日）

（1）判決

第三巡回控訴裁は、Weller v. Commissioner 事件と Emmons v. Commissioner 事件を併合した上で判決を出した⁽⁶⁶⁾。

「所属裁判官全員による審理を経て、租税裁判所は、問題の支払いは形式的には 1939 年内

⁽⁶²⁾ Roderick v. United States, 59-2 USTC 9650 (1959). この事件の控訴審で第五巡回控訴裁は、knetsch 事件連邦最高裁判決より後の 1961 年 6 月 16 日に Knetsch 事件連邦最高裁判決に従うとして国側勝訴の判決を出している。(United States v. Roderick 290 F.2d 823 (5th Cir. 1961).)

⁽⁶³⁾ BLACK'S LAW DICTIONARY (12th ed. 2024) は、whitehorse case について、「事実が実際上本件の事実と同一である判例集に掲載された裁判例 (a reported case) であって、当該裁判例の処分 (disposition) が本件の結論を決定づけることとなるべきもの。」と説明している。

⁽⁶⁴⁾ 浅香吉幹教授は、サマリ・ジャッジメントについて、「トライアル前であっても、重要な事実に関する真正の争いがなければ、トライアルでの事実認定を行う必要もなく、当事者の申立に基づき、裁判所が法的判断をするだけで終局判決を下すことができる。これがサマリ・ジャッジメントである（民訴規 56）。」と説明している。浅香吉幹『アメリカ民事手続法』（弘文堂、第 4 版、2024）109 頁。

⁽⁶⁵⁾ Weller v. Commissioner, 270 F.2d 294 (3d Cir. 1959).

⁽⁶⁶⁾ 第三巡回控訴裁の判決文の脚注 1 は、「これらの事件（筆者注：Weller v. Commissioner 事件と Emmons v. Commissioner 事件のこと）は租税裁判所で別々に審理され、当裁判所でも別々に弁論がなされてきた。しかし、租税裁判所は二つの事件の事実は重要な部分でまったく異なってないことから Emmons 事件の理由をもって二つの事件を判断している。これを踏まえ、我々は Emmons 事件と Weller 事件を併合して扱う。」と書かれていて、二つの事件が併合されたことを説明している。判決文はその事実の部分で、Emmons 事件の事実の概要を説明し、その後に、「Weller 事件の事実は、日付と金額を除けば、実質上同じである。」と書いている。Emmons 事件の事実の概要については、脚注 47 を参照されたい。

国歳入法 23 条 (b) の意味での利子に当たるが、全体の取引は実質 (substance) を欠いており、したがって税の目的においては無視されるべきものであると判決した。…

控訴人らの一審判決に対する主張は、基本的に二点である。一つは、支払いは明らかに 23 条 (b) の意味での利子を構成し、同条によって控除が認められるべきだという主張である。もう一つは、内国歳入庁長官は、以前の規則 (rulings) では同様の控除を認めていたにもかかわらず、その取扱いを遡って覆して本件の控除を否認することはできない、という主張である⁽⁶⁷⁾。

1939 年内国歳入法 23 条の『総所得からの控除』の規定は、『課税年度の金銭債務 (indebtedness) について支払った又は生じたすべての利子…』の控除を認めている。連邦最高裁は、内国歳入法に使われている『利子』をこれまでいくつかの機会に定義してきた。1932 年の Old Railroad Co. v. Commissioner 事件連邦最高裁判決 (284 U.S. 552) では、『借りた資金の利用に対して支払うことを契約した金額』と判示した。また、1940 年の Deputy v. DuPont 事件判決 (308 U.S. 488) では、連邦最高裁は、『金銭債務 (indebtedness)』は債務 (obligation) だが、債務 (obligation) は必ずしも 23 条 (b) の意味での『金銭債務 (indebtedness)』ではない。すべて債務が『利子』という負担 (charges) を伴うものでもない。…』と述べた。我々は歳入法と今日よく知られた意味を持つ用語との文脈の問題を扱っている。ビジネスの世界で、『金銭債務 (indebtedness) の利子』とは、資金の利用又は支払猶予の対価 (compensation) である。これと異なる明らかな証拠がない限り、我々は議会がこれらの用語をこののような意味で用いたと推定する。これらの定義を本件に適用すると、国側の主張 (case) の核心に至る。国側は、税の目的において利子は資金の利用のための支払いに限られ、資金又は資金以外の経済的利益は保険会社から納税者に実際には貸し付けられていないのだから、支払いは利子ではないと主張している。

租税裁判所の判決と国側の控訴審での主張は、証拠に現れた納税者と Standard 社の行為のパターンを極めて重視している。上記に要約したパターンでは、利子の前払いが保険証券の現金価値を高め、現金価値が高くなった分を借金して、利子の前払いと称されるものの大部分を直ちに取り返している。このサイクルは、1951 年と 1952 年の申告において前払いした利子の全額を控除したときに、成し遂げられたが、納税者の実際の支払額ははるかに少ない金額だった。支払いは、形式上、1939 年内国歳入法 23 条 (b) の意味の利子に該当するが、全体の取引は実質を欠いているという租税裁判所の結論に、我々は賛成する。

租税裁判所が扱り所としている Gregory v. Helvering 事件連邦最高裁判決 (1935 年、293 U.S. 465) では、納税者に株式を移すために新たに法人が設立された。現実の、法的に有効な法人が創設され、取引は法令上の要件を満たしていると認識しながらも、連邦最高裁は、これは、『法人の組織再編を装った譲渡の、精巧に作られたごまかしの外形』だと結論づけた。この行為は、『事業の又は法人の目的を何ともたない単なるオペレーション、すなわち法人再編の形式を身につけた単なる仕掛け (device) であって、真実の性格を隠すための偽装 (disguise) であり、その唯一の目的であり達成したことは、あらかじめ考えられた計画の完成であり、事業の又は事業の一部の再編ではなく、…ひとたまりの法人株式の上告人への移転である。』と表現された。連邦最高裁は、租税回避の動機 (motive of tax avoidance) については考慮から除

⁽⁶⁷⁾ 控訴人の二つ目の主張については、本稿のテーマである租税回避否認法理の形成とは関係がないことから、割愛させていただく。

外するというルールに言及し、このルールは本件には関係しない、『取引が法令の明白な意図の外側にあることは明らかだからである。』と判断した。課税が及ぶ範囲 (incidence of taxation) に関する、形式か実質という問題は、これまでに多数の異なる事実関係の下で多くの機会に法廷で争われてきた。Higgins v. Smith 事件連邦最高裁判決 (1940, 308 U.S. 473)⁽⁶⁸⁾では、『Gregory 事件連邦最高裁判決を事業目的がなくてただ税負担を減らすためだけの資産の移転を無視する前例としてみるならば、この判例は、支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引は考慮対象からはずされるという自然な結論を支持することになる。』とされた。Griffiths v. Helvering 事件連邦最高裁判決 (1939, 308 U.S. 355)⁽⁶⁹⁾参照。類似した文脈で連邦最高裁は、Commissioner v. Court Holding Co. 事件判決 (1945, 324 U.S. 331)⁽⁷⁰⁾において、『課税の帰着は取引の本質 (substance) によって決まる。資産の売却から生じた利得から生ずる租税上の帰結は、法律上の権原を移転させるために用いられた方法だけによって最終的に判断されるわけではない。むしろ、取引は全体としてみられなければならず、交渉の開始から売却の完成までの各ステップが関連している。…租税負担を変更するためだけに存在する単なる形式論によって、取引の真の性質が偽装されることを認めることは、議会による租税政策の、効果的な執行を大きく損なうものである。』と記している。

このような性質の事件は困難に悩まされる。全体の取引の実質をみると、上述した租税回避の動機 (motive of tax avoidance) については無視するという我々に課されたルールに直面するからだ。だからといって我々はジレンマに直面している訳ではない。ジレンマからはか

⁽⁶⁸⁾ Higgins v. Smith, 308 U.S. 473 (1940). S 氏が、全額出資し役員はすべて S 氏の部下だった I 社に、所有する株式を売却して売却損を計上したところ、S 氏は株式の支配を持ち続けていたという理由で売却損の計上を否認した課税処分を受け、その課税処分が適法だとされた判決。判決で連邦最高裁は Gregory 事件連邦最高裁判決を参考しつつ、「支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引は考慮対象からはずされる」と述べた。法人格否認法理を用いた判決。詳しくは、袴田・前掲注(1)97-98 頁参照。

⁽⁶⁹⁾ Griffiths v. Helvering, 308 U.S. 355 (1939). G 氏が、自ら新設した投資法人に保有株式を 8,000 ドルで移し、その投資法人が株式を 100,000 ドルで第三者に売却し、G 氏は投資法人から 100,000 ドルの売却代金のうち 85,000 ドルを 40 年の利子付き年金の形で受け取るとした。これに対して課税庁が、売却したのは投資法人ではなくて G 氏であるとして課税処分を行ったという事件。判決で連邦最高裁は、「課税は、権原が改まること (refinements of title) によってではなく、課税対象資産に対する現実の支配、すなわち納税の対象となる現実の利益に基づいて行われる…本裁判所は、Minnesota Tea Co. v. Helvering 事件判決 (302 U.S. 609) で、『まっすぐな道の最後にある特定の結果にたどり着くのに、遠回りの不正な道を通ってたどり着いたからといって、異なる結果を得ることはできない』と判示した。」と述べて国側を勝訴させた。法人格否認法理を用いた判決。詳しくは袴田・前掲注(1)96-97 頁参照。

⁽⁷⁰⁾ Commissioner v. Court Holding Co., 324 U.S. 331 (1945). M 夫妻がすべての発行済株式を所有していた C 社が唯一の財産であるアパートを売却しようとしたところ、弁護士から多額の法人税がかかってしまうと言われ、M 夫妻が C 社株式を放棄しアパートを譲り受けるという内容の清算配当を C 社が宣言し、その後にアパートを売却した(但し C 社は、清算配当を行ったものの、実際には解散しなかった)。これに対して課税庁が、アパートを売却したのは C 社だとして課税処分を行ったという事件である。判決で連邦最高裁は、「租税負担を変更するためだけに存在する単なる形式論 (formalisms) によって、取引の真の性質が偽装されることを認めることは、議会による租税政策の、効果的な執行を大きく損なうものである。」と述べて国側を勝訴させた。所得を法人に帰属させた、通常とは逆パターンの法人格否認法理を用いた判決。詳しくは袴田・前掲注(1)99-101 頁参照。

け離れている。この問題の適切な解決は、L.Hand 判事によって *Gilbert v. Commissioner* 事件第二巡回控訴裁判決 1957, 248 F.2d 399, 411-412 (本件には関係のない手続上の事項についての反対意見) の中に、以下のように簡潔に与えられている。

『もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) にはっきりとわかる程度には影響がない取引を行う場合には、税法はその取引を無視する。課そうとしている負担 (liabilities) からの逃れ道 (escape) を提供することが、税法の目的のうちにあるとは思われないからである。… (*Gregory* の法理 (The *Gregory* doctrine) は、) 紳士の財務上のポジションを、良い方にも悪い方にも、はっきりとわかる程度には変化させない取引についてのみ、あてはまる』

このように、*Gregory* 判例 (case) で示された原理 (principle) は、法人の組織再編に限定されない。連邦租税法一般に適用される。商業上の取引について記述している租税法の用語は、商業上の目的で行った取引について言及していると理解されるべきであり、『租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ。』 (*Commissioner v. Transport Trading & Terminal Co.* 事件第二巡回控訴裁判決 (1949, 176 F.2d 570))⁽⁷¹⁾。

租税裁判所は今回の事件で独立した経済上の目的を見出すことができず、それ故唯一の目的は租税上の控除を創り出すことだと結論付けた⁽⁷²⁾。原告は取引に、租税上の利点に加えて商業上の実質があるということを長々と主張したが、我々は全く納得していない。もし、利子の前払いによって保険契約の現金価値が高くなつた分だけ借金をするという部分を無視するならば、期待される租税上の控除以外に取引には何らかの経済的な意味 (sense) がみつけられるだろう。しかし、記録が示している、借入れの利子が 4%、利子の前払いの際の割引率が 2.85% であり、ローンは事実上ノンリコースで償還されたことはないということからすれば、租税裁判所の結論は道理にかなっている (reasonable) と考えられる。

他方、控訴人は、保険会社は通常の方法で設立され、年金契約を発行し、今回問題となっているような貸付けをする権限を与えられており、原告の支払いを受取利息として記帳していると指摘する。国側は、保険会社の用いている表示 (label) の正当性や、インディアナの保険法の下での取引の有効性を争ってはいない。むしろ、連邦租税法の目的のためによく定着した原則である、取引の本質は連邦法の意味と真意との関係で統一的に判断される (*United States v. Gilbert Associates, Inc.* 事件連邦最高裁判決 (1953, 345 U.S. 361)) ということを指摘している。原告の求める控除を否認することは、インディアナ州または Standard 社が営業している他の州の保険法を否定することにはならないし、Standard 社を「シャム保険証書」を発行している「シャム会社」だとみなしている訳でもない。州法の下で有効な債務 (obligation) があることは、23 条 (b) の意味での金銭債務 (indebtedness) かどうかを判別する上で決定的なこ

⁽⁷¹⁾ 脚注(8)参照。

⁽⁷²⁾ 一審判決 (*Emmons v. Commissioner* 事件租税裁判所判決) の、「その唯一の目的であり達成したことは、あらかじめ考えられた計画の完成であり、資金を借りること (又は、年金を購入すること) ではなく、所得税法上の控除を創り出すことである」と書いてある部分のことを指していると考えられる。

とではない。Haffenreffer Brewing Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 第一巡回控訴裁, 1940, 116 F.2d 465, 1941 参照。

(中略)

我々は、第五巡回控訴裁の最近の同様の事件での判決、United States v. Bond, 1958, 258 F.2d 577 を念頭に置いていないわけではない。この判決は本判決とは逆の判断をしている。我々はこの判決の Wisdom 裁判官の反対意見の方に賛成する。我々の意見と同じ判決としては、Haggard v. United States, 59-1 U.S.T.C. P9299 (アリゾナ地裁、1959)と、Knetsch v. United States, 58-2 U.S.T.C. P9935 (南カリフォルニア地裁、1958)がある。また、Goodstein v. Commissioner of Internal Revenue, 1 Cir., 1959, 267 F.2d 127; Sonnabend v. Commissioner of Internal Revenue, 1 Cir., 1959, 267 F.2d 319 を参照されたい。

控訴を棄却する。」

(2) 考察

ア 本判決の意義について

この判決よりも前、Emmons v. Commissioner 事件租税裁判所判決では、「取引は実質を欠いている」と、また、Knetsch v. United States 事件南カリフォルニア連邦地裁判決では、「取引はシャムだ」と、それぞれ判定されていたが、そのように判断する際の基準が示されておらず、また、基準に照らして取引が実質を欠いているということになるとどうして税法上の効果（ここでは利子控除）を認めなくてよいのかという理由も説明していなかった。本判決は、「この問題の適切な解決は、L.Hand 判事によって Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決…（手続上の事項についての反対意見）の中で、…簡潔に与えられている。」

と書いて、

「もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない取引を行う場合には、税法はその取引を無視する。課そうとしている負担（liabilities）からの逃れ道（escape）を提供することが、税法の目的のうちにあるとは思われないからである。」と、受益的利益テストが基準となり、そしてこの基準は自己否定化理由付けによって正当化されるという考え方を示している。

判断の基準（受益的利益テスト）と、基準を支える理由（自己否定化理由付け）を、共に初めて示した画期的な判決で、租税回避否認法理の形成に大きく寄与するものであったと考えられる。

イ 判決の判断過程について

ただし、本判決は、判断の際に受益的利益テストを直接は用いなかった。

判決は、

「(Gregory の法理 (The Gregory doctrine) は、) 納税者の財務上のポジションを、良い方にも悪い方にも、はっきりとわかる程度には変化させない取引についてのみ、あてはまる』

と、「(Gregory の法理は、)」という括弧書きを挿入して受益的利益テストを「Gregory の法理」と位置づけ、

「このように、Gregory の判例で示された原理（principle）は、法人の組織再編に限定されない。連邦租税法一般に適用される。商業上の取引について記述している租税法の用語は、商業上の目的で行った取引について言及していると理解されるべきであり、『租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ。』(Commissioner v. Transport Trading &

Terminal Co.事件第二巡回控訴裁判決（1949, 176 F.2d 570）。」

と、L.Hand 判事が判決文を書いた Transport Trading & Terminal Co.事件控訴審判決で示されたテスト（以下「Transport Trading の動機テスト」という。受益的利益テストが受益的利益に変化があったか否かという取引の客観面を問題としているのに対し、このテストは租税回避以外の動機の有無という取引の主観面に注目したテストになっている。）に、同じ Gregory の法理から出てきているものとして置き換え、

「租税裁判所は今回の事件で独立した経済上の目的を見出すことができず、それ故唯一の目的は租税上の控除を創り出すことだと結論付けた。…租税裁判所の結論は道理にかなっていると考えられる。」

と、一連の取引の唯一の目的は租税上の控除を創り出すことだという租税裁判所の認定（「目的」という取引の主観面に着目した認定）を支持している。

これに続く部分を判決文は明示的には書いていないが、一連の取引の唯一の目的が租税上の控除を創り出すことだということになれば、Transport Trading の動機テスト（「商業上の取引について記述している租税法の用語は、商業上の目的で行った取引について言及していると理解されるべきであり、『租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ。』」）にいう、「租税回避以外に動機のない取引」に該当し、同テストにいう「商業上の取引について記述している租税法の用語」の意味するものには当たらないことになる。そうすると、内国歳入法 23 条 (b) の意味する金銭債務 (indebtedness) には当たらないということになり⁽⁷³⁾、利子控除は認められないということになる。

一連の取引の唯一の目的は租税上の控除を創り出すことだという租税裁判所の主観面の認定に、Transport Trading の動機テストを適用して、利子控除を否認したことになる。

ウ 判決の認定について

判決は、「もし、利子の前払いによって保険契約の現金価値が高くなった分だけ借金をするという部分を無視するならば、期待される租税上の控除以外に取引には何らかの経済的な意味 (sense) がみつけられるだろう。しかし、記録が示している、借入れの利子が 4%、利子の前払いの際の割引率が 2.85% であり、ローンは事実上ノンリコースで償還されたことはないということからすれば、租税裁判所の結論は道理にかなっていると考えられる。」という裁判所の認定を書いている。この部分は、やや分かりにくいが、「利子の前払いによって現金価値が高くなった分だけ借金をするという部分を無視するならば、期待される租税上の控除以外に取引には何らかの経済上の意義がみつけられるだろう。」とある部分は、実際には現金価値が高くなった分だけ借金をしているのでその分を差し引けば保険の価値は増えていないということを言っていると思われる。「借入れの利子が 4%、利子の前払いの際の割引率が 2.85% であり、ローンは事実上ノンリコースで償還されたことはない」という部分は、税の控除以外には取引から利益は生じておらず、ローンも形式的なものであり、税の控除を作り出していること以外に取引には目的がない、ということを言っていると考えられる。

エ 私法上の法律関係との関係について

(73) 判決は、「州法の下で有効な債務 (obligation) があることは、23 条(b)の意味での金銭債務 (indebtedness) かどうかを判別する上で決定的なことではない。」と書いていて、裁判所が 23 条(b)の意味での金銭債務 (indebtedness) に当たないと判断したことを示している。

判決は、「原告の求める控除を否認することは、インディアナ州または Standard 社が営業している他の州の保険法を否定することにはならないし、Standard 社を『シャム保険証書』を発行している『シャム会社』だとみなしている訳でもない。州法の下で有効な債務（obligation）があることは、23 条（b）の意味での金銭債務（indebtedness）かどうかを判別する上で決定的なことではない。」と述べて、州法（私法）上債務（obligation）は有効であることは認め、その上で租税法である内国歳入法 23 条（b）にいう金銭債務（indebtedness）には当たらないと判断したと書いている。私法上の法律関係の成立を認めた上で、Transport Trading の動機テスト（商業上の取引について記述している租税法の用語は、商業上の目的で行った取引について言及していると理解されるべきであり、『租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ。』）に照らして、租税法上の判断（内国歳入法 23 条（b）にいう金銭債務には該当しないという判断）を行っているということになる。

11. Knetsch v. United States 事件第九巡回控訴裁判決⁽⁷⁴⁾（1959 年 11 月 16 日）

（1）判決

「問題（problem）については、納税者の見解を採用した United States v. Bond 事件第五順控訴裁判決（258 F.2d 577）と、国側の主張を認めた Weller v. Commissioner 第三巡回控訴裁判決（270 F.2d 294）において、慎重に検討されている。我々は第三巡回控訴裁の裁判官の意見に同意する。」と簡単に述べて、国側を勝訴させた。

（2）考察

判決は、どのような理由から第三巡回控訴裁の判決に同意するのかについて、何も述べなかった。

12. Diggs v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決⁽⁷⁵⁾（1960 年 7 月 5 日）

（1）判決

「控訴人は、Standard 社との取引の一つの、そして主要な目的が所得税の軽減であったことを認めているが、これ以外にも取引には目的があったとも主張している。控訴人が作成した表は、もし彼が『借金』を 1951 年 12 月 26 日に借りた当初の 7,749.28 ドルだけに止めていれば、41 年後に契約に基づいて支払いがなされるときに 56,640.16 ドルの利益を得ていたことを示している。しかし、取引が長期に及ぶことに鑑みて控訴人の主張を真剣に考慮したとしても、控訴人はその後も借金を追加していることから、この主張を認めることはできない。1953 年の借金は将来の利益を 12,791.20 ドルに減らしている。1956 年の追加の借金は、もともと少なかった満期時の利益をわずか 3,463 ドルにしている。控訴人は、取引には経済的実質あるいは事業上の目的があったと苦労して主張しているが、我々は全体の取引について租税回避以外の動機を認めることができず、それ以外の現実的な資金上の利益を認識することができない。」

⁽⁷⁴⁾ Knetsch v. United States, 272 F.2d 200 (9th Cir. 1959)

⁽⁷⁵⁾ Diggs v. Commissioner, 281 F.2d 326 (2d Cir. 1960). Diggs 事件を担当したのは、Waterman 裁判官（判決文を執筆）、Clark 裁判官、Moore 裁判官の三人。ちなみに Gilbert 事件（同じ第二巡回控訴裁の 1957 年の判決。）を担当したのは、Medina 裁判官（判決文を執筆。）、Waterman 裁判官、L.Hand 裁判官の三人で、Waterman 裁判官は Medina 裁判官とともに Gilbert 事件判決で多数意見を構成していた。

(中略)

我々第二巡回控訴裁判所は、『納税者はどの事件においても自身の取引の取扱いが関連する条項が議会で審議されていたときに想定していた意味と矛盾しないものであることを示すことが求められている』と Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決（1957, 248 F.2d at 406）で結論づけた。Gilbert 判決の多数意見で我々が述べた原則と一致することだが、租税回避の動機（motive of tax avoidance）なしには生じなかったような取引で税についての有利な取扱いを与えることを議会が意図していたと示すためには、納税者は非常に重い立証責任を負うことを少なくとも Gregory 事件判決は求めていると我々は信じる。そして、原告がそのような立証責任を果たしていないことは明らかである。」

（2）Moore 裁判官の反対意見

「内国歳入庁長官と租税裁判所は、年金の購入を商業的に意味のある取引であるとはみず、単なるタックス・スキームだとみて、結論に到達した。…ローンが成立したとき、すべてのステップは適法だった。現実の年金契約が発行され、契約に基づく現実の金銭債務義務（indebtedness obligation）が保険会社の帳簿に記帳され、その上で利子が納税者に請求された。内国歳入庁長官と租税裁判所はここまで非常にリアルである状況のどこに現実性（reality）の欠如という評価を差し挟むのだろうか。

…租税を節約することが動機だからといって、『プラン』が、課されるべき租税を不正に免れる『スキーム』に変えられてしまうものではない。」

（3）考察

Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決（1957 年 9 月 26 日）から 3 年経たずして同じ第二巡回控訴裁が出た判決である。Gilbert v. Commissioner 事件判決の、反対意見ではなく多数意見（法廷意見）に「納税者はどの事件においても自身の取引の取扱いが関連する条項が議会で審議されていたときに想定していた意味と矛盾しないものであることを示すことが求められている」と書いてある部分を引用した後に、特段の説明なしに、「Gilbert 事件判決の多数意見で我々が述べた原則と整合することだが、租税回避の動機なしには生じなかったような取引で税についての有利な取扱いを与えることを議会が意図していたと示すためには、納税者は非常に重い立証責任を負うことを少なくとも Gregory v. Helvering 事件判決は求めていると我々は信じる。」と書いて、「原告がそのような立証責任を果たしていないことは明らかである。」との結論を出した。「租税回避の動機なしには生じなかったような取引」⁽⁷⁶⁾とは具体的にどのような取引なのかということについての明確な定義や説明がなく、また、「租税回避の動機なしには生じなかったような取引」の場合にどうして「非常に重い立証責任」を負うのかも説明していない、不十分な判決であったと考えられる。

⁽⁷⁶⁾ 原文は、”the kind of transaction that would never occurred absent the motive of tax avoidance.” ここにいう租税回避の動機（motive of tax avoidance）と、Gregory 事件連邦最高裁判決が「判断をする上で問題となるのは、租税上の動機はさておき、なされたことが法令の意図したものだったかどうかということだ。」（本稿第 3 章第 3 節 5. 参照。）と書いて考慮要素とすることを明確に否定している「租税上の動機」（tax motive）とどう異なるのかという点についての説明も必要だと考えられる。

第3節 **Knetsch v. United States** 事件連邦最高裁判決⁽⁷⁷⁾（1960年11月14日）

1. 判決

（1）判決の冒頭部分

「本件では、1953年分及び1954年分の連邦所得税夫婦合同申告において、上告人が総所得からの控除を求めている上告人 Karl F. Knetsch（以下『K氏』という。）から Sam Houston 生命保険会社（以下『保険会社』という。）への支払い、1953年分 143,465 ドル、1954年分 147,105 ドルが、1939年内国歳入法 23条（b）及び1954年内国歳入法 163条（a）（判決脚注1）の意味での『金銭債務（indebtedness）について支払った利子』を構成するかということが問題となっている。内国歳入庁長官は控除を認めず各年の不足額を賦課した。上告人は不足額を納税した上でその還付を求めて南カリフォルニア地裁に提訴した。地裁は国側を勝訴させ、第九巡回控訴裁判は判決を維持した（272 F.2d 200）。United States v. Bond 事件第五巡回控訴裁判決（258 F.2d 577）との不一致が示されたことから、我々は裁量上訴（certiorari）を認めた（361 U.S. 958）。

（判決脚注1）2つの条文の関連する部分の言葉は同じであって、『課税年度に金銭債務（indebtedness）について支払った又は生じたすべての利子…』⁽⁷⁸⁾には控除が認められる、というものである。」

（2）判決の事実の概要部分

本章第1節に引用したので、ここでは引用を省略する。

（3）判決の理由部分

「第一審の裁判官は、『取引には商業上の経済的実質がなく』、当事者たちは K 氏が『生命保険会社に債務を負う（indebted）』ことを意図してはおらず、『どの取引からも（K 氏に）金銭債務（indebtedness）は生じておらず、』かつ、『租税上の結果を除いてはこれらの債券の購入によって経済的利得は生じていなかった』と認定した。第一審の裁判官の法律問題に関する結論は、当裁判所の *Deputy v. du Pont* 事件連邦最高裁判決（308 U.S. 488）に基づいたもので、『保険会社への支払いは形式的には資金の利用または返済猶予の対価だが、実質はそうではない。利子の支払いとしては、取引（transaction）はシャムだ。』というものだった。

我々は、K 氏と保険会社の取引が 1939 年法 23 条（b）及び 1954 年法 163 条（a）の意味での『金銭債務（indebtedness）』を生じさせたか、または、第一審裁判所が認定したように、この取引はシャムだったのか、という点についてまず検討する。K 氏が『これら 10 本の債券を購入した唯一の動機は、利子控除の獲得を試みることにあった』とする、地方裁判所の認定をひとまず置いておく。*Gregory v. Helvering* 事件連邦最高裁判決（293 U.S. 465）が述べているように、『納税者に、法令が認めた方法で税金を少なくしたり、免れたりする法律上の権利があることは疑いない。…しかし、判断をする上で問題となるのは、租税上の動機（tax motive）はさておき、なされたことが法令の意図したものかどうかだ』からである。

ここで、『なされたこと』についてみてみると、K 氏は問題の二課税年度の間に保険会社に 294,570 ドル（筆者注：143,465 ドル（1953 年）+ 147,105 ドル（1954 年））を支払い、『借入

⁽⁷⁷⁾ *Knetsch v. United States*, 364 U.S. 361 (1960).

⁽⁷⁸⁾ この部分の原文は、"All interest paid or accrued within the taxable year on indebtedness"

れ (loans)』の形で 203,000 ドル (筆者注: 99,000 ドル (1953 年) + 104,000 ドル (1954 年)) を保険会社から受け取っていることがわかる。実際に自分が負担した差額の 91,570 ドルで K 氏は何を得ただろうか。形式上彼は、満期時に現金での価値が 8,388,000 ドルになることが保証されている年金契約を得て、毎月 90,171 ドルの年金の支払いを受けるか、満期前に死亡した場合には多額の生命保険金を受け取ることができることになった。しかしこれは、我々が既にみたように、フィクションである。K 氏は毎年借入れを行うため、年金や保険金の支払いのもととなるネットの現金価値はわずか 1,000 ドルに保たれるからである。よって、K 氏の保険会社との取引が、『租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない』 (Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決 (248 F.2d 399,411) 反対意見。) ことは明らかである。K 氏はこの取引から、税の控除以外には、実質 (substance) のあるものを何も実現していないことが明白だからだ。見かけ上彼に『貸し』返された金額は、実際には支払『利子』と称されるもののかなりの部分の割戻し (rebate) に過ぎない。会社が手にした 91,570 ドルの差額は、上告人が 1953 年と 1954 年に税金を合計で 233,297.68 ドル減らすための、みせかけの『借入れ』を用意したことに対する手数料だ。1939 年法 23 条 (b) 及び 1954 年法 163 条 (a) の意味での『金銭債務 (indebtedness)』を生じさせている、租税以外の実質のある (with nontax substance) 保険料一時払年金のアレンジメントが存在しているということはできるだろう⁽⁷⁹⁾。しかしこの取引はシャムだ⁽⁸⁰⁾⁽⁸¹⁾。

(判決脚注 4) これと同じまたは類似の契約について検討した裁判所は、Bond 事件の第五巡回控訴裁と、同じ第五巡回区にあってその判決に拘束された地裁 (Roderick v. United States, 4 AFTR 2d 5569) を除けば、我々の結論と同意見である。Diggs v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決 (281 F.2d 326, certiorari denied 364 U.S. 908) ; Weller and Emmons v. Commissioner 事件第三巡回控訴裁判決 (270 F.2d 294,

⁽⁷⁹⁾ 原文は、There may well be single-premium annuity arrangements with nontax substance which create an "indebtedness" for the purposes of § 23 (b) of the 1939 Code and § 163 (a) of the 1954 Code.

⁽⁸⁰⁾ この部分の原文は、"But this one is a sham." で、この one が何を指すかが問題となる。「第一審の裁判官の法律問題に関する結論は、……利子の支払いとしては、取引 (transaction) はシャムだ。』というものだった。我々は、……この取引は (筆者注: 原文では"one") シャムだったのか、という点についてまず検討する。』という問題設定に対する答えの部分だと思われることから、本稿では、「取引」と訳した。この部分について、①Walter Blum 教授は、arrangement と置き換え (Blum, *supra* note 40, at 145.)、②Kenneth Gideon 弁護士は、transaction ととり (Kenneth W. Gideon, *Mrs. Gregory's Grand-children: Judicial Restriction of Tax Shelters*, 5 VA. TAX REV. 825, 832-833 (1986).)、③Karen Moore 教授は transaction ととっている (Karen Moore, *The Sham Transaction Doctrine : An Outmoded and Unnecessary Approach to Combating Tax Avoidance*, 41 FLA.L. REV. 659, 663 (1989).)。④ Hoffman Fuller 助教は、"Knetsch's transactions" (Fuller, *supra* note 33 at 370.) ととり、⑤Goldstein 事件の一審判決は、transaction ととっている (Goldstein v. Commissioner, 44 T.C. 284, 296 (1965).)。

⁽⁸¹⁾ これに続く部分で、連邦最高裁は、「内国歳入法 264 条(a)(2)で一時払年金契約の購入に伴う借入れから生じた利子の控除は認められなくなったが、その条文の適用は 1954 年 3 月 1 日以降の保険契約に限られるので、本件には適用されない。』という K 氏の主張について審理し、「議会上院財政委員会の 264 条に関するレポート (H.R.Rep. No. 1337, 83d Cong., 2d Sess., p. 31) からは、議会が 1954 年以前の年金について控除を認めてシャム取引を保護しようとしていたということを読みとることはできない。』などとして、K 氏の主張を退けている。この部分は本稿のテーマである租税回避否認法理の形成とは関係がないことから、割愛する。

certiorari denied 347 U.S. 908) Haggard v. United States 事件租税裁判所判決 (59-1 U.S.T.C. 9299) ; Oliver L Williams 租税裁判所判決 (18 T.C.M. 205) 参照。また、Rev.Rul. 54-94, 1954-1 Cum.Bull. 53, 及び Bond 事件での Wisdom 判事の反対意見も我々と同意見である。

(中略)

控訴裁判所の判決を維持する (affirmed)。」

(4) Douglas 裁判官反対意見 (Whittaker 裁判官及び Stewart 裁判官同調)。

「私は、Diggs v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決 (281 F.2d 326, 330-332) の Moore 裁判官、及び United States v. Bond 事件第五巡回控訴裁判決 (258 F.2d 577) の判決文を書いた Brown 裁判官と、Hutcheson 裁判官の見解に賛成する。

年金契約だけをみれば、この取引で納税者は損をすることになっているというのは事実だ。少なくとも納税者は所得税の控除以外にこの投資から利益を得ようとしていなかったことは彼の行動をみればわかる。しかし、ごくわずかの利払いしかない証券を買うために一般の納税者が、年利 5% ないし 6% で借金をしていることや、年利 3% で預金をしながら同じ銀行により高い利子での借金をしていることも事実だ。そのような納税者の目的は、今回のケースでもそうだが、支払った利子について税務上の控除を得ることだけであるだろう。議会がこの種の控除を認めないこととした 1954 年 3 月 1 日より前に交わされた年金契約については、取引そのものがまやかし (hocus-pocus) でない限り、契約の履行に伴う利子費用は、内国歳入法に基づいて控除できるようにみえる (内国歳入法 (26 U.S.C.) 264 条)。保険会社は存在し、テキサス州法の下で運営され、これらの保険証書を発行して年金ローンを結ぶ権限を与えられていた。納税者は年 3.5% の利払いを義務付けられ、年金債券は年 2.5% の率で現金価値が増加した。1% の差は、保険会社の利益になった。

租税回避が取引理由の背後にある主要な動機だった。これは明らかである。今回この取引を『シャム』とした内国歳入庁は、年金契約の解約の際に生じる税 (反対意見脚注) の徴収を強行しないのだろうか。私は徴収するべきだと考える。取引のどの部分も『シャム』ではないと、私は考えるからである。年金の仕掛けが商業的な実質を欠いているからという理由で『利子』の控除を認めないとすることは、我々の前にある多くの状況に影響する境界線を引くものであり、ほかの事件の訴訟で争われたときにその境界線を維持することはできないと考える。解決は立法によるべきだ。悪行 (evil) や濫用 (abuse) は議会が特定することができる。我々は、『利子』を通常理解されているように、数多くの取引で一律に使っているように扱っている。これらの取引は、保険の世界においては、リアルで適法なものであり、保険政策で認められている枠内にあるものであり、私は税の面においてもそのようなものであると認識する。

(反対意見脚注) 上告人は 1956 年にこの取引を終了し、債券を解約して 1,000 ドルの小切手で受け取った。取引の終了は 1956 年の税務申告に反映された。保険会社は上告人が支払った利子を 1953 年と 1954 年に総収入として申告している。」

2. 判決をどう理解するか

(1) 判決の判断過程について

「K 氏が『これら 10 本の債券を購入した唯一の動機は、利子控除の獲得を試みることにあった』とする、地方裁判所の認定をひとまず置いておく。Gregory 事件連邦最高裁判決 (293 U.S.

465) が述べているように、『…判断をする上で問題となるのは、租税上の動機はさておき、なされたことが法令の意図したものかどうかだ』からである。』と書いて、取引の動機（主観面）についての検討を行わず、なされたこと（客観面）で判断するという方針を示している。

「なされたこと」についてみると、2年間で K 氏は 294,570 ドルを支払い 203,000 ドルを借入っている。差額の 91,570 ドルで満期時に 8,388,000 ドルになる年金契約を得たことになっているが、年金等の支払いのもととなるネットの現金価値が 1,000 ドルに保たれているので、「税の控除以外には、実質 (substance) のあるものを何も実現して」おらず、「租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない」という受益的利益テストの基準に明らかに該当する。よって、この取引はシャムだ、と判断している。

シャムだという結論を示す直前のところで、「1939 年法 23 条 (b) 及び 1954 年法 163 条 (a) の意味での『金銭債務 (indebtedness)』を生じさせている、租税以外の実質のある (with nontax substance) 保険料一時払年金のアレンジメントが存在しているということはできるだろう。」と書いていて、私法上保険料一時払年金契約が成立していることを認め、それが税法（1939 年法 23 条 (b) 及び 1954 年法 163 条 (a)）上の「金銭債務 (indebtedness)」を生じさせていることも否定しないで、「この取引はシャムだ」と認定していることがわかる。Weller 事件控訴審判決が、「内国歳入法 23 条 (b) の意味での金銭債務 (indebtedness)」には該当しないという判断をしたとのは少し異なる判断をしたということになる。

(2) 受益的利益テストと「シャム」を結び付けたことについて

Gilbert 事件控訴審判決反対意見での受益的利益テストは、「もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) にはっきりとわかる程度には影響がない取引を行う場合には、税法はその取引を無視する。」（下線筆者。）というものだった。それを、本判決は、「取引が、『租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) にはっきりとわかる程度には影響がない』ことは明らかである」ので、「この取引は「シャムだ。」（下線筆者。）として、受益的利益テストと「シャム」を結び付けた。これによって、それまで漠然としてわかりにくかった「シャム」の概念について、どういうものが「シャム」に当たるか、一つの例が示されたことになる。そしてそのことが、将来の「シャム取引法理 (sham transaction doctrine)」を中心とする租税回避否認法理の発展につながっていくことになる。

(3) 判決は「シャム」をどのような概念として捉えているか

判決は、「1939 年法 23 条 (b) 及び 1954 年法 163 条 (a) の意味での『金銭債務 (indebtedness)』を生じさせている、租税以外の実質のある保険料一時払年金のアレンジメントが存在しているということはできるだろう。しかしこの取引はシャムだ。」と書いている。私法上保険料一時払年金の契約が成立していることを認め、それが税法の条文上の「金銭債務 (indebtedness)」に該当していることを否定せず、しかし条文の適用を認められないものなどを「シャム」としていることがわかる。

他方、反対意見の中で Douglas 裁判官は、「取引のどの部分も『シャム』ではないと、私は考えるからである。」と書いていて、法廷意見（多数意見）がシャムだと考えるものを、シャムだとは捉えていない。判決の時点では、「シャム」の用語が意味する範囲について、一般的な共通認識がなかったようである。

この判決の多数意見がいうような「シャム」（以下「Knetsch タイプのシャム」という。）、すなわち、私法上契約が成立していて税法の条文の要件にも形式的に該当しているにも関わらず

税法の条文の適用を認められない「シャム」も、「シャム」に該当するという連邦最高裁の見解を打ち出したのがこの判決だったということができると考える。

(4) 判決は取引を引き直して判断したのか

「見かけ上彼に『貸し』返された金額は、実際には支払『利子』と称されるもののかなりの部分の割戻し（rebate）に過ぎない。会社が手にした 91,570 ドルの差額は、上告人が 1953 年と 1954 年に税金を合計で 233,297.68 ドル減らすための、みせかけの『借入れ』を用意したことに対する手数料だ。」という部分だけをみると、判決は取引を引き直し、「会社が手にした 91,570 ドルの差額は、…みせかけの『借入れ』を用意したことに対する手数料だ。」として課税したようにもみえるが、全体の判断は、「『租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない』ことは明らか」なものなので、「取引はシャムだ。」よって利子控除を認めないと判断したことから、引直し課税したものではないと考えられる。

3. 判決の意義について

本判決の意義について、Walter Blum 教授は判決と同じ 1961 年に書いた論文の中で、「この事件で最高裁が適切な結果に到達することができたかどうかということは一時的で小さな関心事に過ぎない。重要なのは最高裁が示した分析である。この分析は租税を最小化するスキーム一般に適用できるものであり、裁判所が租税回避に対処する際に中心的な役割を果たすものとして広く注目される価値がある。」⁽⁸²⁾と本判決の意義を高く評価し、その上で、これらの点に関連し、Gregory 事件連邦最高裁判決は法令上の「組織再編」を解釈したが、Knetsch 事件連邦最高裁判決は法令にある「金銭債務 (indebtedness)」や「利子」を解釈したのではなくて年金債券契約が用語の通常の意味での金銭債務 (indebtedness) かどうかを問題とした、と Gregory 事件判決との分析の違いを説明している⁽⁸³⁾。

また、Daniel Shaviro 教授は「認められない租税回避を定義する法理の礎石となったものとして Knetsch 判決ほど大きな存在の判例はない。」⁽⁸⁴⁾と Knetsch 事件連邦最高裁判決についての論文の冒頭に書いている。

Gregory 事件連邦最高裁判決は、否認の手法としては目的論的解釈という当時既に存在していた解釈手法を租税回避の否認に用いたというものだった。Knetsch 事件連邦最高裁判決は、受益的利益テストという、それまで租税回避の否認に使われてきた目的論的解釈でも法人格否認法理でもない、租税回避の否認のための独立したテストを連邦最高裁が租税回避の否認に初めて用いた点、及びこのテストを「シャム」と結びつけた点に大きな意義があり、このことが後の租税回避否認法理の更なる発展につながったと筆者はみている。上述の Daniel Shaviro 教授も同じ見方をされているものと考える。

4. 判決に対する批判

Kenneth Gideon 弁護士は、「連邦最高裁は、ノンリコースノートは金銭債務 (indebtedness) を構成しないと認定し、よって、利子の控除は認められないとした。連邦最高裁は、取引は「シャ

⁽⁸²⁾ Blum, *supra* note 40, at 140.

⁽⁸³⁾ *Id.* at 145.

⁽⁸⁴⁾ Shaviro, *supra* note 16, at 345.

ム』だと断定した。なぜなら、『取引から Knetsch が成したことには税の控除を除けば何らの実質もなかった』からである。直観のレベルでは、ほとんどすべての人が Knetsch 事件は正しく判決されたと『感じる』だろう。しかし判決は非難する言葉を並べたに過ぎず、債務 (debt) は『真実 (true)』ではなく取引は『シャム』だとしており、判断の基準 (basis) を分かりにくくしている。

Gregory 事件判決の事業目的テストを個人的な投資に延長したものだと理解すれば、判決は合理的なものということになる。個人的投資の場合は事業目的を示す必要はないが、個人的投資から租税上の利益を得ようとする納税者は、少なくとも取引には何らかの租税以外の目的があることを示さなければならない。

Knetsch 氏は利子控除がなかったら債券を購入したり資金を借りたりしなかったことは明らかだ。そして、彼が求めたような利子控除を認めることを議会が意図していたとも考えられない。Ketsch 事件やその従兄弟にあたる Goodstein 事件は判決の述べた根拠が曖昧なので我々を悩ます。」⁽⁸⁵⁾と書いて、判決の判断の根拠が曖昧だと批判している。

判決は、多額の利子控除を毎年計上していて「租税を減らす」に該当していることを前提に、年金契約のネットの現金価値はわずか 1,000 ドルに保たれるため、「租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない」という基準にあてはまることが明らかだと判断していることは容易に読み取れるように思われる⁽⁸⁶⁾。Gideon 弁護士の批判はあたらぬと考える。

5. Knetsch 事件判決で、連邦最高裁は、Gregory 事件連邦最高裁判決を読み誤っていたのではないか

Knetsch 事件連邦最高裁判決は、「K 氏が『これら 10 本の債券を購入した唯一の動機は、利子控除の獲得を試みることにあった』とする、地方裁判所の認定をひとまず置いておく。Gregory v. Helvering 事件連邦最高裁判決 (293 U.S. 465) が述べているように、『…判断をする上で問題となるのは、租税上の動機 (tax motive) はさておき、なされたことが法令の意図したものかどうかだ』からである。」と書いて、取引の主觀面 (動機面) についての検討を行わず、取引の客觀面 (なされたこと) についてのみ検討して結論を出している。

Gregory v. Helvering 事件連邦最高裁判決は、実際に、取引の主觀面については一律に考慮要素としないという方針を示していたのだろうか。Gregory 事件連邦最高裁判決の該当部分は以下のように述べている。

「納税者側は、…租税の支払いを逃れたいという納税者の動機のために結果が変わったり、法令の認めることが違法になったりすることはない、と強く主張している。もしサブディビジョン(B)の意味での組織再編が実際に遂げられていれば、上に述べた隠れた動機は無視されることは間違いない。納税者に、法令が認めた方法で税金を少なくしたり、免れたりする法律上の権利があることは疑いない。しかし、判断をする上で問題となるのは、租税上の動機はさておき、

⁽⁸⁵⁾ Gideon, *supra* note 80, at 832-833.

⁽⁸⁶⁾ あてはめについて、Michael Asimow 教授は、「受取利息を超える利子を支払ったことで経済的損失を生じさせ、年金の額もほんの僅かだったということから、取引は納税者の受益的利益を変化させなかつたということになる。(Asimow, *supra* note 32 at 787-788)」と書いている。

なされたことが法令の意図したものだったかどうかということだ。」⁽⁸⁷⁾

このように、「租税の支払いを逃れたいという納税者の動機」(=「租税上の動機」)については「さておき」として考慮外とすると書いている。そして、これに続く部分で、

「租税に関する動機の問題を全く無視することとして、何が実際に起こったのかという点から行われた行為の性格を判断すると、我々は何を見出すだろうか。事業の又は法人の目的を何ももたない單なるオペレーション、すなわち法人再編の形式を身につけた单なる仕掛けであって、真実の性格を隠すための偽装であり、その唯一の目的であり達成したことは、あらかじめ考えられた計画の完成であり、事業の又は事業の一部の再編ではなく、ひとかたまりの法人株式の上告人への移転である。」⁽⁸⁸⁾ (下線筆者。)

と書き、取引が「事業又は法人の目的を何ももたない」ものであることを問題としている。

つまり、①「税の支払いを逃れたいという動機」は考慮に入れないとしつつ、②「事業又は法人の目的」の有無については考慮要素としていることがわかる。取引の主觀面については、①「税の支払いを逃れたいという動機」は考慮しないが、②「事業又は法人の目的」の有無、は考慮するという立場だということになる。

それにもかかわらず Knetsch 事件連邦最高裁判決は、K 氏の唯一の動機が利子控除の獲得を試みることだったか否か (=事業上の動機があったか否か) という点についての検討を行っていない。Gregory 事件連邦最高裁判決自体は、「税の支払いを逃れたいという動機」は考慮に入れないと、というスタンスだったが、Knetsch 事件の連邦最高裁は、Gregory 事件連邦最高裁判決は取引の主觀面は一律に考慮からはずすこととした、と誤って読んでいたのではないかと考える⁽⁸⁹⁾。

取引の主觀面（但し、「税の支払いを逃れたいという動機」は除く。）を考慮要素とする考え方、Gregory 事件連邦最高裁判決から Transport Trading 事件第二巡回控訴裁判決に引き継がれ、さらには次章で扱う Goldstein v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決に引き継がれたと整理できると考える。

第4章 Goldstein v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決⁽⁹⁰⁾ (1966年7月22日)

1. 判決

(1) 事件の概要

原告 (Tillie Goldstein) は、約 70 歳の主婦である。1958 年の後半にアイリッシュ・スィープステイクくじに当たり、140,218.75 ドルを得た。夫は毎年 780 ドルの年金を得ており、夫婦には他に預金利息収入が 124.75 ドルあるだけだった。1958 年分の所得税について、現金主義で夫婦合同申告をした。

⁽⁸⁷⁾ Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465 at 468-469 (1935).

⁽⁸⁸⁾ Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465 at 469 (1935).

⁽⁸⁹⁾ この点につき、Michael Asimow 教授は、論文の Goldstein 事件判決について言及した部分で、「裁判で事実認定をする者は納税者の心の状態 (state of mind) を分析しなければならないが、これは Knetsch 事件連邦最高裁判決では極めて明確に必要でないとされていたものだ。」と述べて、Knetsch 事件連邦最高裁判決は主觀面 (心の状態) を考慮要素からはずしていたという見方をしている。(Asimow, *supra* note 32 at 792.)

⁽⁹⁰⁾ Goldstein v. Commissioner, 364 F.2d 734 (2d Cir. 1966).

会計士である原告の息子は弁護士と相談し、原告の 1958 年分の申告に関連して、次のようなプランを実行することとした。原告が同年 12 月後半に、①J 銀行から 465,000 ドルを年利 4%で借りて 1962 年 10 月 1 日満期、利息 1½%、額面 500,000 ドルの財務省証券を購入し、直ちにこの証券を同銀行からの借入の担保に入れ、②R 銀行から 480,000 ドルを年利 4%で借りて 1961 年 10 月 1 日満期、利子 1½%、額面 500,000 ドルの財務省証券を購入し、やはり銀行からの借入の担保に入れた。息子は、この種の政府債を買うのによい時期だと考えたので購入したと証言している。原告は 1958 年 12 月末に①の借入について 33.5 か月分、②の借入について 18 か月分、合計 81,396.61 ドルの利子を前払いし、この金額について 163 条 (a) の利子控除をして所得税を申告したところ、課税庁がこの利子控除を否認したという事案である。一審の租税裁判所で敗訴した原告が、判決を不服として第二巡回控訴裁判所に控訴していた。

(2) 裁判所の判断

「一審の租税裁判所はこれらの取引を精査し、81,396.61 ドルは 163 条 (a) の『金銭債務 (indebtedness)』について『支払った又は生じた利子』として控除することはできないと判決した。この判断は主に、二つのローン取引は『真正な金銭債務 (indebtedness) を何ら』生じさせていない『シャム』なものだという認定に基づいている。この認定を支えるにあたって租税裁判所は、原告がそれぞれの銀行から約 500,000 ドルずつの借入れをしようとしていたにも関わらず、銀行の役員や従業員が原告に会ったり、彼女の財務状態を調査したりしていないでローンを認めていたことを強調した。また、それぞれのローン契約で財務省証券の額面金額について原告が自己資金をまったくコミットしていない点に注目した。さらに租税裁判所は、関連するほとんどの取引が、原告の監督下でないところで、証券ブローカーの G 社、J 銀行、Bernard (原告の息子)、及び R 銀行によって、行われていたことも重視した。これらすべての事実をもとに、それぞれの取引は実際には、『銀行による財務省証券への投資であり、銀行は顧客からの『利子』の前払いを対価に『ローン』と称するものの担保 (collateral) として顧客の名前で財務省証券を保有していたと判決した (44 T.C. at 299)』。租税裁判所はさらに、『顧客の支払いを性格づけることが必要であれば、ローン取引の外見を銀行が用意することに対する手数料ということになるだろう (同上)。』と続けた。

(中略)

しかし、二つのローン契約に関する事実をみると、いくつかの重要な点で、これらの取引がシャムであることが明らかなもの (clearly sham) だと判定することはないと我々は考える。これらのローン契約が『通常のものであって、さらには政府債券を購入するために契約された他の正当なローン取引と区別するものがない』ものであることを証拠が示しているという、一審での反対意見に、我々は賛成する (44 T.C. at 301 (Fay 判事反対意見)) 。

(筆者注：続く部分で裁判所は、①関与した二つの銀行が独立した金融機関であること、②関係者のポジションが数日後にスタート地点に戻ってくるようなローン取引ではないこと、③銀行がローンのアレンジについての重要な部分を支配していたこと（例えば R 銀行には担保の積み増しやローンの早期償還を求める権利があり、実際にこの権利は行使されていた）、④ローンがリコースローンであること、を縷々説明している。)

これらの事実を総合的に勘案し、租税裁判所が、問題の二つの取引が真正な金銭債務 (indebtedness) を作り出していない「シャム」だという結論を出したことは誤りだったと我々は考える。これが結論を導いた唯一の理由であったなら、我々は判決を取り消さなければなら

なかつただろう。」

(筆者注：続く部分で判決は、本件での取引から財務省証券と銀行借入れの利子の逆ざや分を補って余りある利益を財務省証券の値上がりによって得ることを現実的に期待していたという納税者側の主張に対し、①利益を期待していたことの証拠として原告が提出した推計計算（83号証と84号証）は取引開始時に作成されたものではなく訴訟のために準備されたものとみられること、②83号証と84号証による計算には考慮すべき費用の一部が欠落しており、これらを考慮すれば83号証の計算（財務省証券の市場に変化がないと仮定した場合）の見込み利益は赤字になり、84号証の計算（財務省証券の市場が以前の水準に戻ると仮定した場合）も見込み利益は大きく減ること、③83号証の計算も84号証の計算も、財務省証券の満期より早く銀行ローンを完済して前払利子の払い戻しを受ける計算になっているが、いずれのローン契約にも前払利子の払い戻しについての条項がないこと、④84号証の計算は、財務省証券が額面価格よりもはるかに高く売れることが想定しているが償還が近い財務省証券がそのような価格で売れるることはあり得ないと考えられること、を理由に、「原告はJ銀行及びR銀行との取引から経済的な利益を得る現実的な期待をまったく持たず、スウェーピスティクスくじの賞金から控除する多額の利子控除を1958年に得る『だけのために』取引を行ったと租税裁判所が結論づけたことは正当なことである。」と判断している。)

「以下に述べる理由により、1954年内国歳入法163条(a)は、本件のような、期待される租税上の結果以外に目的、実質又は有用性を持たないとみるのが相当なローンのアレンジメントに支払われた又は生じた利子の控除を認めてはいないと我々は判断する。Knetsch v. United States, 364 U.S. 361(1960); Diggs v. Commissioner, 281 F.2d 326 (2 Cir.); Weller v. Commissioner, 270 F.2d 294, 297 (3 Cir. 1959) 参照。総所得(gross income)に課税することが、憲法上議会に認められているか否かは、決して明らかではない(Surrey & Warren, Federal Income Taxation 228-29 (1960 ed.) 参照。)が、『総所得(gross income)』からの控除は『立法上の恩典(legislative grace)』であるとよく言われる。例えばDeputy v. DuPont, 308 U.S. 488, 493 (1940)。しばしば繰り返される次の格言の中には一定の真実がある：法令の特定の規定がある項目の控除を認めているか否かについての微妙な問題は、問題となっている控除を規定した条項についての議会の目的を参考することによってもっとも適切に解決される（判決脚注6）。

(判決脚注6) 控除は「立法上の恩典」であるので厳格に(strictly) 解釈されるべきだという命題は解釈の指針としてかなり疑わしい。Note, An Argument Against the Doctrine That Deductions Should be Narrowly Construed as a Matter of Legislative Grace, 56 Harv.L.Rev. 1142 (1943) 参照。

163条(a)は『課税年度内に金銭債務(indebtedness)について支払われた又は生じたすべての利子』を控除することを認めているが、この条文の基礎にある目的は、この条文の対象が極めて広いために、明確に示すことが実に困難だ。控除の対象となる利子は、事業上の目的に基づくものであったり、通常かつ必要な(ordinary and necessary)ものであったり、さらには合理的なもので(reasonable)あつたりすることは必要とされていない(4 Mertens, Law of

Federal Income Taxation § 26.01 (1960 ed.))。それにもかかわらず、163条(a)は、その適用にまったく限界がないわけではなく、このような限界として、個人又は法人が何らかの目的のある活動(purposive activity)に従事したいと望んだときに、ほかの用途で所得を得ていただろう資金をそのための資金とする者よりも、資金を借りて事業を行う者が、所得への課税の点で不利に扱われる理由はない、という条文の基礎にある考え方によ来するものを考えることは、理にかなっていると思われる。

目的のある活動 (purposive activity) が借りた資金で行われることを促すという議会の政策が十分に実行されるために、納税者が目的のある活動といえるものに従事するために資金を借りて利子を払う義務を負うのであれば、たとえ借金以外の方法でその活動の資金調達をするよりは利子控除を得たいということで資金を借りることを決めたとしても、利子控除を認めるように、163条(a)は解釈されるべきである。言い換えると、利子控除を得たいという納税者の願望が、納税者に資金を借りることを促しているいくつかの混ざりあった動機の一つに過ぎないと言える場合でも、利子控除は認められるべきであり、さらに三つ目の言い方をすれば、利子控除を得ようという納税者の願望以外に何らかの実質 (substance) がローンのアレンジメントにあれば控除は認められるべきである。結局、納税者には、法令が認めた方法で税金を少なくしたり、免れたりする法律上の権利があると、しばしば言われている通りである。(例えば *Gregory v. Helvering*, 293 U.S. 465) (判決脚注 7)。反対に、163条(a)の広い対象範囲にも関わらず、利子控除による税の利益を得たいという納税者の願望 (desire) 以外には実質 (substance) も目的 (purpose) もない取引に従事するために資金を借りることが客観的に明らかである場合に利子控除を認めるようにこの条文は解釈されるべきではない。このような目的のない (purposeless) 取引のよい例は、利子率の差を埋めるだけの値上がりが見込めないにも関わらず、2%のリターンしかない資産を購入するために4%の利子で資金を借りるケースである。我々の理解するところでは、法令の条文の基底にある目的は、そのようなケースで控除が認められることを求めてはいないことは確かだ。実際、所得からの控除以外に目的のない借金に利子の控除を認めるることは、163条(a)の目的を無効にする (frustrate) ものであり、それを認めることは、経済的有用性がなく税の仕組みがなかったら行われなかつた取引を促進するものである。租税上の控除以外に実質 (substance) も有益性 (utility) も目的 (purpose) もない取引からの利子控除によって納税者が租税負担を軽減することを認めることを、163条(a)の立法時に議会が意図していたとは考えられない。(Knetsch v. United States, 264 U.S. at 367 参照)。

実質 (substance)、有用性 (utility) 及び目的 (purpose) がすべて欠けていて、納税者が税負担減らしのために利子控除を求めたからという理由によってのみ説明される取引は、多くの場合、わかりやすくアレンジされていることから、率直に『シャム』とラベルが貼られるだろう。このような事件で利子控除を否認する際には、我々が今日示す判決の理由と、上述の *Goodstein v. Commissioner* 事件及びその子孫に当たる事件で示された判決の理由は、両方とも、利子控除を認めないことの理由となるものである。しかし本件は、上記の二つの理由が互いに別物であるということ、そしてローン取引で支払われた利子の控除を否認する際に、裁判所はまず『シャム』とラベルを貼ることが常に必要というわけではないことを、示している。

Knetsch v. United States (264 U.S. at 365) 事件判決の中で連邦最高裁は、*Gregory v.*

Helvering 事件連邦最高裁判決 (293 U.S. 465) で、本件のようなケースでは『判断をする上で問題となるのは、租税上の動機はさておき、なされたことが法令の意図したものだったかどうかということだ』と述べたことを引用して、我々に注意を促している (caution)。我々はここに、163 条 (a) は利子控除を得るためだけの目的で借りた金銭債務 (indebtedness) の利子の控除を認めることを『意図』していないと判断する。以上述べたことと、控訴人は J 銀行及び R 銀行との取引を、利益の期待がなく、また利子控除以外の目的なしに行つたという租税裁判所が認定した『主要』事実 ('ultimate' fact⁽⁹¹⁾) からすれば、租税裁判所が控除を認めなかつた判決は維持されなければならないということになる。

2. 考察

(1) 判決の論理について

判決はまず、「目的のある活動が借りた資金で行われることを促す」というのが 163 条 (a) の立法目的だとし、これを受けて目的論的解釈を行い、「我々はここに、163 条 (a) は利子控除を得るためだけの目的で借りた金銭債務の利子の控除を認めることを『意図』していないと判断する。」という、判断の基準を示した。そして、「控訴人は J 銀行及び R 銀行との取引を、利益の期待がなく、また利子控除以外の目的なしに行つたという租税裁判所が認定した『主要』事実からすれば、租税裁判所が控除を認めなかつた判決は維持されなければならないということになる。」という結論を導いている。

(2) Knetsch 事件連邦最高裁判決との相違点

Knetsch 事件連邦最高裁判決は、Gregory 事件連邦最高裁判決を取引の主觀面は考慮しないという考え方を示した判決と読み、利子控除を否認する際に主觀面を考慮しないという方針を示していた。しかし本判決はこれに追随せず、目的という取引の主觀面を抛り所として利子控除を否認している。

(3) 「シャム」との関係について

判決は、

「実質、有用性及び目的がすべて欠けていて、納税者が税負担減らしのために利子控除を求めたからという理由によってのみ説明される取引は、多くの場合、わかりやすくアレンジされていることから、率直に『シャム』とラベルが貼られるだろう。このような事件で利子控除を否認する際には、我々が今日示す判決の理由と、上述の Goodstein v. Commissioner 事件及びその子孫に当たる事件で示された判決の理由は、両方とも、利子控除を認めないことの理由となるものである。しかし本件は、上記の二つの理由が互いに別物であるということ、そしてローン取引で支払われた利子の控除を否認する際に、裁判所はまず『シャム』とラベルを貼ることが常に必要というわけではないことを、示している。」

と書いて、本件で利子控除を否認する理由(利子控除を得ること以外に目的がないという理由)

⁽⁹¹⁾ 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991) は ultimate fact について、「究極事実、主要事実：原告の権利主張または被告の防御に本質的に必要な事実。Evidentiary fact (証拠的事実) と conclusion of law (法律問題に関する結論) の中間であり、厳密に定義することは困難とされる。」と説明している。また、一審判決には、"In the light of all the foregoing, we are impelled to conclude, in line with our finding of ultimate fact, that there was nothing of substance to be realized by Tillie from her transactions with the banks, except a tax deduction." (下線筆者。) との記載がある。

は Goodstein 事件での利子控除を否認した理由（「シャム」であるという理由）とは別物であり、本件で利子控除を否認する理由は「シャム」という認定のない利子控除を否認することもある、ということを言っている。

なお、判決は直前の部分で、「租税上の控除以外に実質（substance）も有益性（utility）も目的（purpose）もない取引からの利子控除によって納税者が租税負担を軽減することを認めることを、163条（a）の立法時に議会が意図していたとは考えられない。（Knetsch v. United States, 264 U.S. at 367 参照）。」と書いていて、Knetsch 事件の取引も「実質（substance）も有益性（utility）も目的（purpose）もない取引」に当たるという見方を示しており、Goodstein タイプのシャムと Knetsch タイプのシャムをここでは区別していない。

（4）判決の意義について

判決の意義に関し、Michael Asimow 教授と Daniel Shaviro 教授は、Goldstein 事件控訴審判決では受益的利益を変化させた取引が否認された点を重視して、Knetsch 事件連邦最高裁判決のテストで否認できなかったものを否認しているという点を挙げている。

Michael Asimow 教授は、「事実においてシャム（factual sham）⁽⁹²⁾並びに、受益的利益又は経済実質ルール⁽⁹³⁾は、正当な貸し手による現実のローンが用いられ、納税者に真実の損失が生じるリスクと利益を得る可能性がある状況を扱うには適切なものではない。受け取る利息よりも支払う利子の方が多くて経済的には不健全な取引であっても、利益又は損失のチャンスがあれば納税者の受益的利益は変化することになり、取引には経済的実質があることになる。結果的に、Goldstein v. Commissioner 事件で第二巡回控訴裁は 163 条に目的テストを導入して問題を解決したが、このテストは Knetsch 事件で連邦最高裁が否定していたものだった。…

Goldstein 事件判決の、目的ある行動テストは、いくつかの点で Knetsch 事件判決を超えており（go beyond）。このテストは、受益的利益の変化以上のものを必要としている。損失のリスクがあるというだけでは十分ではない。納税者は何かしら役に立つことを成し遂げなければならない。さらに、裁判で事実認定をする者は納税者の心の状態（state of mind）を分析しなければならないが、これは Knetsch 事件連邦最高裁判決では極めて明確に必要でないとされていたものだ。Goldstein 判決が広く受け入れられていくかどうかは明らかになっていない。これまでに、請求裁判所（Court of Claims）と租税裁判所がこの判決に追随した判決を出した。この判決が受け入れられ、内国歳入法の他の条文にも適用が拡大されれば、当局はタックス・シェルターを攻める際の強力な武器を手にしたことになる。」⁽⁹⁴⁾と書いてている。

また、Shaviro 教授は、「正式な法理としては、Goldstein 事件での第二巡回控訴裁の判決は、否認の範囲を『シャム』に止めなかった点で、Knetsch 事件連邦最高裁判決を超えていた（went beyond）。…Goldstein 控訴審判決は、裁判所が『シャム』と呼ぶのに躊躇するようなものに利子控除を認めなかったというだけではなく、当局がアグレッシブなタックス・プランニングにどの程度広範に挑みかかることができるかということに関し、いくつかの（少なくとも雰囲気

⁽⁹²⁾ Michael Asimow 教授は、自身の論文の中で、Goodstein v. Commissioner 事件第一巡回控訴裁判決を「事実においてシャム」な事件と位置付けている（Asimow, *supra* note 32 at 784-785）。

⁽⁹³⁾ Michael Asimow 教授は、自身の論文の中で、Knetsch v. United States 事件の連邦最高裁判決を、「受益的利益又は経済実質ルール」が適用された事件と位置付けている（Asimow, *supra* note 32 at 786-787）。

⁽⁹⁴⁾ Asimow, *supra* note 32 at 791-792.

の上では) 重要なポイントを示した。タックス・シェルター・プロモーターの利用などの、普通のシャムのみかけは、納税者が敗訴するための必要物ではなくなったようにみえる。財務省証券の市場価値の変化などの純粋な経済的リスクは、もしそれが十分に大きなものでなければ無視されるかもしれない。…この対象範囲の拡大又は明確化は(どちらとみたとしても)、現実の第三者の財務上の資産を用いた将来のタックス・プランニングに重要な意味を潜在的に持っている可能性がある。」⁽⁹⁵⁾と書いている。

Goldstein 事件控訴審判決で示された基準について、Knetsch 事件連邦最高裁判決を超えたもの、すなわち否認の対象となる範囲を広げたものと理解すべきだろうか。筆者は、両者は別のものであって、並び立つ関係にあるもの、Knetsch 事件連邦最高裁判決が示した基準は受益的利益の変化という取引の客観面をみるものだったのに対し、Goldstein 事件控訴審判決が示した基準は、目的という取引の主観面をみるテストの発展過程にあるものだったと考える。並び立つものという位置関係なので、どちらか片方のテストで否認されなくても残る一方のテストで否認されることもあるということになる。Goldstein 事件についていえば、取引は受益的利益を変更するので客観面をみるテストには抵触しないが、利子控除を得るための目的しかない取引なので主観をみるテストには抵触することになる。

主観面をみるテストは、Transport Trading 事件判決のテストから Goodstein 事件判決のテストを経て、さらに一般的なテストに発展していったと理解できるように考える。

(5) 自己否定化理由付けについて

判決は、「所得からの控除以外に目的のない借金に利子の控除を認めることは、163 条 (a) の目的を無効にする (frustrate) ものであり、それを認めることは、経済的有用性がなく税の仕組みがなかったら行われなかつた取引を促進するものである。」と書いて、本件で利子控除を否認する根拠としている。これは、Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決の反対意見の中で示された自己否定化理由付け、「課そうとしている負担 (liabilities) からの逃れ道 (escape) を提供することが、税法の目的のうちにあるとは思われないからである。」に類似した理由であり、利子控除について取引の主観面をみるテストを適用する際に、その適用を支える根拠となるものだと考えられる。

第5章 税回避否認法理の形成過程における 1960 年代の位置づけ

1. 法人格否認法理とは別の法理としての税回避否認法理の成立

本稿第1章第1節に書いたように、米国では 1930 年代から 1940 年代にかけて、Gregory 事件連邦最高裁判決を引用しながら税回避の否認の適否について判断をした判決が続いた。否認の手法としては、目的論的解釈と法人格否認法理が用いられていた。そして判例が積み重なる中で、目的論的解釈でも法人格否認法理でもない、法人格否認法理から独立したいわば「税回避否認法理」というべきものが提示されるに至っていた。これが、1957 年に Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決の L.Hand 判事反対意見で示された「受益的利益テスト」だった。ただ、このテストは反対意見の中で提示されていただけで、実際の裁判では適用されていなかった。

この基準(受益的利益テスト)が実際に判決で用いられたのが Weller v. Commissioner 事件

⁽⁹⁵⁾ Shaviro, *supra* note 16, at 396-397.

第三巡回控訴裁判決であり、Knetsch v. United States 事件連邦最高裁判決であったということになる。

受益的利益テストは、当初、Gilbert v. Commissioner 事件控訴審判決の反対意見で示されたときには、「もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない取引を行う場合には、税法はその取引を無視する。」というものだった。

それが、Knetsch 事件判決で連邦最高裁が、「K 氏の保険会社との取引が、『租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない』（Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決…反対意見。）ことは明らかである。…この取引はシャムだ。」と書いて、受益的利益テストに抵触するものは「シャム」に該当するという考え方を示し、受益的利益テストと「シャム」を結び付けた。

それまで「シャム」という用語は、Helvering v. Minnesota Tea Co. 事件連邦最高裁判決⁽⁹⁶⁾、Higgins v. Smith 事件連邦最高裁判決⁽⁹⁷⁾、Moline Properties, Inc. v. Commissioner 事件連邦最高裁判決⁽⁹⁸⁾などで用いられてきていたが、租税回避行為が否認されることになる場合に、「決まり文句」として使用され⁽⁹⁹⁾、どのようなものであれば「シャム」に該当するのかという点についての基準が示されていなかった。L.Hand 判事も Gilbert 事件第二巡回控訴裁判決の反対意見の中で、「取引に『実質的に経済上の実体がある』とか、取引は『実際に形式通りのものだ』とか、『シャムだ』とか、『仮装だ』とか、『取引の実質による』とかいうのはすべて私から見れば、決定力のある事実について語っておらず、判断基準を不明確なまま放置しているように見える。」と書いていた。Knetsch 事件連邦最高裁判決で、どのようなものが「シャム」に該当するか、一つの例が示されたことになる。そして、Knetsch 事件連邦最高裁判決が受益的利益テストと「シャム」を結び付けたことが土台となって、どのようなものが「シャム」に該当するのかを巡って、その後租税回避否認法理が発展していくこととなる。

2. 客観面をみる基準と主観面をみる基準の状況について

1950 年代の段階では、租税回避を否認する基準として、取引の主観面をみる Transport Trading の動機テスト⁽¹⁰⁰⁾（Transport Trading & Terminal Co. 事件控訴審判決で示されたテスト）と、取引の客観面をみる受益的利益テスト（Gilbert 事件控訴審判決反対意見で示されたテスト）の二つがあった。

（1）Weller 事件控訴審判決では、同判決についての考察部分に記述したように、まず受益的利益テストが引用されたが、判断に直接用いられたのは Transport Trading の動機テストだった。

⁽⁹⁶⁾ 脇田・前掲注(1)85 頁参照。

⁽⁹⁷⁾ 脇田・前掲注(1)97 頁参照。

⁽⁹⁸⁾ 脇田・前掲注(1)98 頁参照。

⁽⁹⁹⁾ 脇田・前掲注(1)82 頁参照。

⁽¹⁰⁰⁾ Transport Trading の動機テストは、「商業上または工業上の取引について記述している税法の用語を解釈するときには、これらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ」というもので、目的論的解釈によったものと考えられることから、目的論的解釈でも法人格否認法理でもない「租税回避否認法理」には該当しないものと筆者は捉えている。

(2) Knetsch 事件上告審判決は、「*Gregory v. Helvering* 事件連邦最高裁判決 (293 U.S. 465) が述べているように、『納税者に、法令が認めた方法で税金を少なくしたり、免れたりする法律上の権利があることは疑いない。…しかし、判断をする上で問題となるのは、租税上の動機はさておき、なされたことが法令の意図したものかどうかだ』からである。」と *Gregory* 事件上告審判決を引用した後に、受益的利益テストを用いて、「この取引はシャムだ」と判断した。「租税上の動機はさておき、なされたことが法令の意図したものかどうかだ」と書いて、受益的利益テストを用いて取引の客観面だけから判断しているので、主観面の事情を考慮して判断することを否定したことになる。

(3) Goldstein 事件控訴審判決は、「163 条 (a) は利子控除を得るためだけの目的で借りた負債 (debts) の利子の控除を認めることを『意図』していない」という基準を用いて、目的という取引の主観面だけをみて判断している。但し、この基準は利子控除について規定している内国歳入法 163 条 (a) の解釈から導かれたもので、射程は 163 条 (a) の適用範囲に限られていたとみるべきと考えられる。

取引の客観面をみる基準については、受益的利益テストが Knetsch 事件連邦最高裁判決で「シャム」か否かを判断する基準として用いられた。他方、取引の主観面をみる基準については、Transport Trading の動機テストが Weller 事件控訴審判決で用いられた後に、Knetsch 事件連邦最高裁判決で判断に用いることが明確に否定されたが、Goldstein 事件控訴審判決で、利子控除を否認する際の基準という限定された基準として息を吹き返した形となった。

取引の主観面をみる基準については、これを用いるべきか否かという点について判例上の考え方はまだ定まっていなかったといえる。

3. 税引前利益の可能性の有無について

Alvin Warren 教授は、「Knetsch の取引のもう一つの弱点 (defect) は、税引前損失 -2.5% の投資をするために 3.5% で借金をする一の税引後利益への転換には、たとえ取引が主張される通りのものであったとしても租税目的の上で効果は与えられないという点である。Knetsch の取引が『租税を減らすこと以外に受益的利益にはっきりとわかる程度には影響がない』ものであり、また、『Knetsch はこの取引から、税の控除を除くと、実質 (substance) のあるものを何も実現していない』という連邦最高裁の判決の言葉には、もし取引に独立当事者が含まれていたとしても、税引前利益の可能性がなければ取引は無効とされただろうという見方を支持する言語が含まれている。

経済的利益の必要性についての発展のもう一つの、そして中心的ステージを占めるのは、1966 年の *Goldstein v. Commissioner* 事件第二巡回控訴裁判決である。…同裁判所は、*Goldstein* 夫人が取引を行った目的は経済的利益を得ることではなく、利子の控除を得ることだけだったという一審の租税裁判所の主要事実の認定をもとに国側勝訴の判決を出している。」⁽¹⁰¹⁾と書いて、*Knetsch v. United States* 事件連邦最高裁判決と *Goldstein v. Commissioner* 事件第二巡回控訴裁判決では、取引が課税上認められるためには税引前利益の見込みがあることが必要とされているという判決の読み方をしている。

Daniel Shaviro 教授も、「*Knetsch* 判決は、(先行する判例法の上に築かれたものであるとは

⁽¹⁰¹⁾ Warren, *supra* note 19, at 986-987.

いえ、) 取引は、税務上の扱いを受けるためには、最低限の水準以上の経済的実質、事業目的、及び／又は、税引き前利益の可能性をもっていなければならないということを決定的に確立させた。」⁽¹⁰²⁾と書いた上で、「Knetsch が我々に語らなかつたことの一つは、シャムというステータスを避けるためには、経済的実質、事業目的、または税引き前利益の可能性がどれだけ必要かということだ」⁽¹⁰³⁾と書いて、Knetsch 事件連邦最高裁判決は、シャムとの認定を避けるためには税引前利益の可能性が必要ということを示したとの見方をしている。

その後の租税回避否認法理の発展過程の中での Knetsch 事件連邦最高裁判決及び Goldstein 事件控訴審判決の読み方としてご紹介させていただく⁽¹⁰⁴⁾。

おわりに

Knetsch 事件連邦最高裁判決を中心とした時期に、租税回避を否認する手法として、それまでの目的論的解釈や法人格否認法理に加えて、租税法独自の租税回避否認法理といえる手法が使われるようになってきた状況についてみてきた。その後租税回避否認法理がどのように形成されていったか、今後の研究でみていくこととしたい。

(本研究は、JSPS 科研費 20K01299 の助成を受けたものです。)

⁽¹⁰²⁾Shapiro, *supra* note 16, at 347.

⁽¹⁰³⁾*Id.* at 348.

⁽¹⁰⁴⁾経済実質法理が内国歳入法 7701 条(o)として条文化された際の米国議会の両院合同租税委員会が出した立法趣旨説明（2010 年）の中で経済実質法理を巡る状況について説明した部分の中に、「いくつかの裁判所は当該取引に利益の可能性がないことを理由として税のベネフィットを否定した。」と書いて、この文章につけた脚注の中で、そのような判決の例として Knetsch 事件連邦最高裁判決と Goldstein 事件第二巡回控訴裁判決を挙げており、Warren 教授や Shapiro 教授と同じ見方をしている。（STAFF OF THE JOINT COMMITTEE ON TAXATION, TECHNICAL EXPLANATION OF THE REVENUE PROVISIONS OF THE “RECONCILIATION ACT OF 2010,” AS AMENDED, IN COMBINATION WITH THE “PATIENT PROTECTION AND AFFORDABLE CARE ACT”, JCX-18-10, at 144-145 & n. 310 (2010).）。